

# 官報 号外

昭和四十四年五月八日

## ○第六十一回衆議院会議録 第三十四号

昭和四十四年五月八日(木曜日)

議事日程 第二十六号

昭和四十四年五月八日

午後二時開議

第一 外航船舶建造融資利子補給及び損失補償

法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 農業協同組合法の一部を改正する法律案(第五十八回国会、内閣提出)

○本日の会議に付した案件

土地調整委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件

第三 外航船舶建造融資利子補給及び損失補償

法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第一 石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第一 外航船舶建造融資利子補給及び損失補償

法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第一 外航船舶建造融資利子補給及び損失補償

法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第一 外航船舶建造融資利子補給及び損失補償

法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第一 外航船舶建造融資利子補給及び損失補償

法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(石井光次郎君) これより会議を開きます。  
午後二時九分開議

○議長(石井光次郎君) おはかりいたします。  
土地調整委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

○議長(石井光次郎君) おはかりいたしました。

(外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部改正)  
第一条 外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法(昭和二十八年法律第一号)の一部を次のように改正する。

外航船舶建造融資利子補給臨時措置法  
第一条中「支給し、及び損失補償を行ふ」を

「支給する」に改める。

第二条の見出しを「(利子補給金を支給する契約)」に改め、同条中「以外の金融機関で政令で定める範囲のものがその資金を融通するときは、政令で定めるところにより、当該融資につき利子補給金を支給し、又は当該融資によつて受けた損失を補償する」を「及び一般金融機関(日本開發銀行以外の金融機関で政令で定める範囲のものをいう。以下同じ。)がともにその資金を融通するときは、当該融資された資金のうち運輸省令で定める範囲のもの(以下「対象融資」という。)について利子補給金を支給する」に改める。

第三条中「旨の契約」の下に「(以下「利子補給契約」という。)」を加え、「当該契約」を「当該利子補給契約」に、「十箇年度」を「十一年度」に改める。

第四条から第八条までを次のように改める。

(利子補給金の限度額)  
第四条 政府は毎年度、利子補給契約を結ぶ場合には、各利子補給契約において支給することとする利子補給金の総額の合計額が、当該年度の予算で定める金額をこえることとなるないようにしなければならない。

第五条 政府は利子補給契約を結ぶ場合には、当該利子補給契約において支給することとする利子補給金の総額が、当該利子補給契約において定める当該船舶の予定しゆん工日の前の期間について運輸省令で定める方法に

より計算した対象融資の融資残高及び当該予定しゆん工日以後八年間にについて次に掲げることにより計算した対象融資の融資残高に、それぞれ次項の規定による利子補給率を乗じて計算した額の合計額をとることとなるないようにしなければならない。

一 日本開発銀行による融資に係る利子補給金については、次に掲げる条件で当該対象融資の総額を償還するものとすること。

イ 定期船（もつばら海上運送法（昭和二十四年法律第二百八十七号）第二条第三項の定期航路事業の用に供することを目的として建造される船舶をいう。以下同じ。）の建造に係る融資の場合 当該融資契約が結ばれた日以後元十年間半年賦均等償還

ロ 定期船以外の船舶の建造に係る融資の場合 当該融資契約が結ばれた日以後元本三年間据置き八年間半年賦均等償還

二 一般金融機関による融資に係る利子補給金については、当該融資の利率と年利五分五厘との差の範囲内において、一般金融機関による融資については、一般金融機関による設備資金の融資について、一般金融機関による融資については、当該融資の利率と年利六分との差の範囲内において、運輸大臣が大蔵大臣と協議して定めるものとする。

（利子補給金を支給すべき融資残高）

第六条 政府は、利子補給契約を結ぶ場合に該船舶の予定しゆん工日から八年を経過した日の前日までの期間における対象融資の融資

残高を、利子補給金を支給すべき対象融資の融資残高としなければならない。

（利子補給金の支給額）

第七条 政府は、利子補給契約により利子補給金を支給する場合には、当該利子補給契約に係る融資において定められた利子補給金の総額の範囲内において、運輸省令で定める期間（以下「単位期間」という。）ごとに、当該単位期間における対象融資の実際の融資残高（予定しゆん工日以後の期間については、その融資残高が

第五条第一項第一号又は第二号の規定により計算した融資残高をとるときはその計算した融資残高）に同条第二項の規定による利子補給率を乗じて計算した額を、運輸省令で定めるところにより、支給するものとする。

（利子の減額）

第八条 日本開発銀行及び一般金融機関は、利

子補給契約により政府から利子補給金の支給を受けたときは、当該利子補給契約に係る融資契約による利子で当該利子補給金に係る単位期間において生ずるものと見出しつつ、当該融資契約に定める利子額から当該利子補給金の額に相当する金額だけ差し引いた金額としなければならない。

第九条から第十一条までを削り、第十二条の見出し中「納付金」を「納付金の納付等」に改め、同条中「第二条の規定による利子補給金を支給する旨の契約に係る融資を受けている会社は、その末日が当該利子補給契約が結ばれた当时において最も低いと認められる利率と年利六分との差の範囲内において、運輸大臣が大蔵大臣と協議して定めるものとする。

（利子補給金を支給すべき融資残高）

第六条 政府は、利子補給契約を結ぶ場合に

該船舶の予定しゆん工日から八年を経過した日の前日までの期間における対象融資の融資

令で定める方法により算出した金額に改め、同条に次のただし書きを加える。

（同条に次の一項を加える）

ただし、その額は、当該決算期の末日における国庫納付義務残高（結ばれた日から十五年を経過していない利子補給契約に係る融資ごとに、当該融資について日本開発銀行及び一般金融機関が前条の規定により利子額から差し引いた金額の累計額から、当該会社がこの法律の規定により国庫に納付し、又は納付すべき金額に相当する金額のうち政令で定める方法により割り当てた金額の累計額を控除した金額の合計額をいう。以下同じ。）を限度とする。

第十二条に次の二項を加え、同条を第九条とする。

二 政府は、前項本文の規定により国庫に納付すべきものとして算出された金額が当該会社に係る当該決算期の末日における国庫納付義務残高をとるところにより、支給するものとする。

（前条第一項の規定によりした勧告に従わなかったとき）

二 第二条の規定により当該会社がした申請における船舶の仕様と異なる仕様により船舶の建造を請負わせたとき。

第十五条を削り、第十六条第一項中「第十二条、第十三条を「第九条第一項」に改め、同条を第十四条とする。

第十九条から第二十一条までを削り、第二十二条の見出し中「措置」を「措置等」に改め、同条中「金融機関が」を「日本開発銀行又は一般金融機関が」に、「第二条の規定による契約」を「利子補給契約」に改め、「補償すべき損失の全部若しくは一部を補償せず」及び「若しくは補償」を削り、同条に次の二項を加え、同条を第十五条とする。

第十七条を第十三条とし、第十八条第一項中「第十四条第一項第三号」を「第十一条第一項」に改め、同条を第十四条とする。

第十九条から第二十一条までを削り、第二十二条の見出し中「措置」を「措置等」に改め、同条中「金融機関が」を「日本開発銀行又は一般金融機関が」に、「第二条の規定による契約」を「利子補給契約」に改め、「補償すべき損失の全部若しくは一部を補償せず」及び「若しくは補償」を削り、同条に次の二項を加え、同条を第十五条とする。

二 政府は、利子補給契約に係る融資を受けた会社が第十二条各号の一に該当したとき又は

この法律の規定により国庫に納付すべき金額を納付しないときは、日本開発銀行及び一般

金融機関に対し、当該会社に対する対象融資について支給すべき利子補給金の全部又は一部を支給しないことができる。

第十五条の次に次の二項を加える。

（政令への委任）

第十六条 この法律に定めるもののほか、この

ができる。  
第十条の次に次の二項を加える。

（勧告に従わなかつた場合等における納付金）

第十二条 運輸大臣は、利子補給契約に係る融資を受けた会社が次の各号の一に該当したときは、当該会社に対し、国庫納付義務残高の範囲内の金額を国庫に納付すべきことを命ずることができる。

（前条第一項の規定によりした勧告に従わなかつたとき）

二 第二条の規定により当該会社がした申請における船舶の仕様と異なる仕様により船舶の建造を請負わせたとき。

第十五条を削り、第十六条第一項中「第十二条、第十三条を「第九条第一項」に改め、同条を第十四条とする。

第十九条から第二十一条までを削り、第二十二条の見出し中「措置」を「措置等」に改め、同条中「金融機関が」を「日本開発銀行又は一般金融機関が」に、「第二条の規定による契約」を「利子補給契約」に改め、「補償すべき損失の全部若しくは一部を補償せず」及び「若しくは補償」を削り、同条に次の二項を加え、同条を第十五条とする。

二 政府は、利子補給契約に係る融資を受けた会社が第十二条各号の一に該当したとき又は

この法律の規定により国庫に納付すべき金額を納付しないときは、日本開発銀行及び一般

金融機関に対し、当該会社に対する対象融資について支給すべき利子補給金の全部又は一部を支給しないことができる。

第十五条の次に次の二項を加える。

（政令への委任）

法律の実施のため必要な手続その他の事項に  
ついては、政令で定める。

第一項中「第十八条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条を第十七条とする。  
附則に次の二項を加える。

4 政府が利子補給契約を結ぶことができるの  
は、昭和五十年三月三十一日までとする。

(海運業の再建整備に関する臨時措置法の一部  
改正)

第二条 海運業の再建整備に関する臨時措置法  
(昭和三十八年法律第百八十八号)の一部を次のように  
改正する。

第九条 刪除

第十条中「十年」を「五年」に改め、「猶予利子」  
の下に「(当該決算期の末日の後に第八条の規定  
により支払うべきこととなつた猶予利子を除  
く。)」を加える。

第十一条中「及び第九条」を削り、「外航船舶  
建造融資利子補給及び損失補償法(昭和二十八  
年法律第一号)第十二条又は第十三条」を「外航  
船舶建造融資利子補給臨時措置法(昭和二十八  
年法律第一号)第九条第一項に、「これらの規  
定にかかわらず」を「同項の規定にかかわらず」  
に、「これらの規定により算出した」を「同項の  
規定により納付すべき」と、「これらの規定によ  
る」を「同項の規定による」に、「これらの差額」  
を「その差額」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子  
補給臨時措置法(昭和三十六年法律第九十六  
号。以下「旧開銀利子補給法」という。)は、廃止  
する。

3 この法律の施行前に結ばれた改正前の外航船  
舶建造融資利子補給及び損失補償法(以下「旧  
法」という。)第二条又は旧開銀利子補給法第一  
条の規定による利子補給金を支給する旨の契約  
(以下「旧利子補給契約」という。)は、外航船舶  
建造融資利子補給臨時措置法(以下「新法」とい  
う。)第二条の規定による利子補給金を支給する  
旨の契約とみなして、新法の規定を適用する。

昭和四十四年五月八日 衆議院会議録第三十四号

条の規定による利子補給金を支給する旨の契約

(以下「旧利子補給契約」という。)は、外航船舶  
建造融資利子補給法及び旧法の規定の例によるべき  
ことと、運輸省令で定めるところにより、運輸  
大臣に申し出ることができる。

旨の契約とみなして、新法の規定を適用する。  
ただし、旧利子補給契約により支給すべき利子  
補給金の額の計算については、なお従前の例に  
よる。

4 旧利子補給契約に係る融資を受けた会社が、  
その末日がこの法律の施行の日の前である決算  
期に係る決算において利益を計上した場合にお  
ける納付金の納付については、なお従前の例に  
よる。

5 この法律の施行の際現に旧法第十五条の規定  
(旧開銀利子補給法第六条の規定により適用す  
ることとされたいた場合を含む。)により納付す  
ることとされていていた場合を含む。)により納付す  
べきこととなつて納付金の納付について  
は、なお従前の例による。

6 この法律の施行の日においてその受けた融資  
に係る旧利子補給契約が結ばれた日から十五年  
を経過していない会社で、この法律の施行の日  
までに旧法の規定(旧開銀利子補給法第六条の  
規定により適用することとされたいた場合を含  
む。)により納付した納付金の額が旧開銀  
利子補給法若しくは旧法又は旧利子補給契約に  
違反した行為に対する措置については、なお従  
前の例による。

7 前項の規定による申出をした会社について  
は、新法第九条から第十四条まで、第五条第  
二項及び第十七条の規定にかかわらず、旧法第  
十二条から第十八条まで及び第二十三条の規定  
(旧開銀利子補給法第六条の規定により適用す  
ることとされたいた場合を含む。)による。  
8 海運業の再建整備に関する臨時措置法(以下  
「再建整備法」という。)の規定による支払猶予を  
受けた会社(附則第六項の規定による申出をす  
ることができる会社を除く。)は、この法律の施  
行の日から起算して二月を経過する日までに、  
当該会社に係る確認日から起算して五年を経過  
した日の属する決算期の末日までに支払わなか  
つた猶予利子(当該決算期の末日の後に同法第  
八条の規定により支払うべきこととなつた猶予  
利子を除く。)の支払いについて改正前の同法の  
規定の例によるべきことを、運輸省令で定める  
ところにより、運輸大臣に申し出ることができる  
る。

9 前項の規定による申出をした会社の同項の猶  
予利子の支払いについては、改正後の再建整備  
法第十条の規定にかかわらず、改正前の同法第  
九条及び第十条の規定の例による。

10 附則第六項の規定による申出をした会社で再  
建整備法の規定による支払猶予を受けたもの  
の猶予利子の支払いについては、当  
該会社を同項の規定による申出をした会社とみ  
なしして、前項の規定を適用する。

11 前項の会社が同項の規定により適用すること  
とされた附則第九項においてその例によるもの

計上した場合における納付金の納付について旧

開銀利子補給法及び旧法の規定の例によるべき  
ことを、運輸省令で定めるところにより、運輸  
大臣に申し出ることができる。

7 前項の規定による申出をした会社について  
は、新法第九条から第十四条まで、第五条第  
二項及び第十七条の規定にかかわらず、旧法第  
十二条から第十八条まで及び第二十三条の規定  
(旧開銀利子補給法第六条の規定により適用す  
ることとされたいた場合を含む。)による納付金  
の納付の義務については、改正後の再建整備法  
の規定にかかるらず、改正前の同法第

12 附則第六項又は第八項の規定による申出をし  
た会社は、新法第二条の規定による申請をする  
ことができる。

8 この法律の施行前に日本開発銀行等が旧開銀  
利子補給法若しくは旧法又は旧利子補給契約に  
違反した行為に対する措置については、なお従  
前の例による。

13 この法律の施行前に日本開発銀行等が旧開銀  
利子補給法若しくは旧法又は旧利子補給契約に  
違反した行為に対する措置については、なお従  
前の例による。

14 この法律の施行前にした行為に対する罰則の  
適用については、なお従前の例による。

15 第四条第一項第十五号の五中「利子補給を  
し、及び損失補償」を「利子補給」に改める。

16 第二十三条第一項第六号の二中「及び損失補  
償」を削る。

理 由

外航船舶の建造を促進するため、昭和四十四年  
度以降の大箇年度において、日本開発銀行及び一  
般金融機関による融資について政府が利子補給契  
約を結ぶことができるものとするほか、利子補給  
契約に係る融資を受けた海運企業が利益を計上し  
た場合の国庫納付金の納付の方法を合理化する等  
の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案

を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。運輸委員会理事大竹太郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔大竹太郎君登壇〕

○大竹太郎君 ただいま議題となりました外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法等の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、今後六年間に二千五十分の外航船舶建造するため、同期間に限り、その建造融資について船主の負担金利を軽減する等の措置を定めようとするものであります。おもな内容は、

第一に、政府は海運会社の申請により、外航船舶の建造に対し、日本開発銀行及び一般金融機関が協調して行なう融資について、これらの金融機関と利子補給契約を結ぶことができるごとし、利子補給率は船主負担金利が平均五分六厘五毛となるよう措置し、また、利子補給期間は船舶の建造期間とその後の八年間といたしております。

第二に、利子補給にかかる国庫納付金の納付及び猶予利子の支払い方法を合理化することとし、国庫納付金は、一定の率をこえて利益をあげた場合、その利益の額の範囲内で利益率に応じて累進的に定める額を納付することとし、猶予利子の支払い方法については、今後十五年間に毎年一定額を支払うことといたしております。

さて、本法案は、三月十八日当委員会に付託され、四月十一日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重に審査いたしましたが、その詳細については会議録により御承知を願います。

かくて、四月二十五日、質疑を終了し、討論の申出もなく、採決の結果、本法案は起立多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(石井光次郎君) 日程第二、石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案、日程第三、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

法律案、右両案を一括して議題といたします。

石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十四年二月十九日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

10 附則第七項の規定による借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。

11 附則第七項の規定による借入金の償還金及び利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

12 附則第七項の規定による借入金は、その借入額を納付することとし、猶予利子の支払い方法については、今後十五年間に毎年一定額を支払うことといたしております。

さて、本法案は、三月十八日当委員会に付託され、四月十一日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重に審査いたしましたが、その詳細については会議録により御承知を願います。

13 第一条第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

14 第二項第一号中「前項」を「第二十六項」とする。

15 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

16 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

17 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

18 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

19 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

20 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

21 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

22 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

23 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

24 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

25 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

26 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

27 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

28 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

29 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

30 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

31 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

32 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

33 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

34 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

35 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

36 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

37 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

38 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

39 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

40 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

41 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

42 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

43 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

44 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

45 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

46 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

47 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

48 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

49 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

50 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

51 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

52 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

53 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

54 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

55 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

56 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

57 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

58 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

59 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

60 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

61 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

62 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

63 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

64 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

65 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

66 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

67 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

68 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

69 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

70 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

71 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

72 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

73 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

74 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

75 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

76 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

77 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

78 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

79 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

80 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

81 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

82 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

83 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

84 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

85 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

86 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

87 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

88 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

89 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

90 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

91 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

92 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

93 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

94 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

95 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

96 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

97 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

98 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

99 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

100 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

101 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

102 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

103 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

104 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

105 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

106 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

107 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

108 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

109 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

110 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

111 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

112 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

113 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

114 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

115 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

116 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

117 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

118 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

119 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

120 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

121 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

122 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

123 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

124 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

125 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

126 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

127 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

128 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

129 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

130 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

131 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

132 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

133 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

134 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

135 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

136 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

137 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

138 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

139 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

140 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

141 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

142 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

143 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

144 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

145 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

146 第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

六年度又は昭和四十七年度において同項又は同条の規定により一般会計から繰り入れるべき金額に加算することができる。

### 附 則

- この法律は、公布の日から施行し、改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、昭和四十四年度分の予算から適用する。
- 昭和四十年度における財政処理の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第二十七項」を「第二十八項」に改める。

### 理 由

昭和四十四年度における地方財政の状況等にかんがみ、同年度以後の四年度における一般会計からの交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額について特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

- 議長（石井光次郎君） 委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事渡辺美智雄君。
- 〔報告書は本号末尾に掲載〕
- 〔渡辺美智雄君登壇〕
- 渡辺美智雄君 ただいま議題となりました二法律につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。
- まず、石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。
- 御承知のとおり、政府においては、最近における石炭鉱業の状況にかんがみ、さらに石炭鉱業の整備の円滑化及び再建整備の促進をはかるため、別途今国会において石炭鉱業合理化臨時措

置法の一部を改正する法律案、及び石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案等の関係法案を提出いたしましたが、本案は、これらの措置に伴い石炭対策特別会計法についても次のよう

な改正を行なおうとするものであります。

すなわち、まず第一に、今回の石炭対策を実施するため、本特別会計の存続期限を昭和四十五年年末から昭和四十八年度末まで三ヵ年間延長することいたしております。

第二に、石炭対策に要する費用は、昭和四十四年度から昭和四十八年度までの五ヵ年間を通じて毎年おむね平均的であるのに対し、その財源となる原重油関税の収入は逐年増加していくものと予想されることはあります。そこで、昭和四十四年度及び昭和四十五年度に限り借り入れ金をすこしとがができる規定を設けることいたしております。

第三に、石炭鉱業を営む会社が負担している金融債務及び従業員等に対する会社の関係債務の償還に充てるため、昭和四十四年度から再建交付金を交付することいたしております。この交付金を本特別会計の歳出の範囲に加えるほか、所要の規定の整備をはかることいたしたのであります。

以上がこの法律案の概要であります。審査の結果、本案に対しましては自由民主党、民主社会党、公明党の三党共同提案にかかる修正案が提出されました。

以上がこの法律案の概要であります。審査の結果、本案に対しましては自由民主党、民主社会党、公明党の三党共同提案にかかる修正案が提出されました。

修正案の内容は、原案において昭和四十四年四月一日と定められている施行期日を公布の日とし、改正後の石炭対策特別会計法の規定は、昭和四十四年度の予算から適用することに改めようとするものであります。

以上の原案並びに修正案につきまして、昨五月七日採決いたしましたところ、修正案並びに修正部分を除く原案はいづれも多数をもって可決され、よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

した。

なお、本案に對しまして附帯決議が付せられました。すなわち、この交付金は巨額の国費支出を約束するものであるにかんがみ、この特別会計は

置法の一部を改正する法律案、及び石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案に対する修正案（委員会修正）

石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案を次のように修正する。

附則を次のように改める。

この法律は、公布の日から施行し、改正後の石炭対策特別会計法の規定は、昭和四十四年度の予算から適用する。

この法律は、公布の日から施行し、改正後の石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案を次のように改める。

この法律は、公布の日から施行し、改正後の石炭対策特別会計法の規定は、昭和四十四年度の予算から適用する。

### 附 則

○議長（石井光次郎君） これより採決に入ります。すなわち、日程第二につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めてます。

○議長（石井光次郎君） 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めてます。

○議長（石井光次郎君） 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長（石井光次郎君） 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

本案につきましては、審査の結果、昨五月七日採決いたしましたところ、自由民主党を代表して大村襄治君は賛成の旨を、日本社会党を代表して

討論に入りましたところ、自由民主党を代表して大村襄治君は賛成の旨を、日本社会党を代表して

八七五

日程第四 農業協同組合法の一部を改正する法律案（第五十八回国会、内閣提出）

○議長（石井光次郎君） 日程第四、農業協同組合



度に基づき、二個以上の議決権（第七十三条の二十二第一項の規定により代議員をもつて総会を組織する都道府県中央会の正会員及び全国中央会の正会員にあつては、代議員の選挙権）を与えることができる。

第七十三条の二十二第七項中「第三十条第四項乃至第八項」を「第三十条第四項から第八項まで」に改め、同項に後段として次のように加え

この場合において、第三十条第五項中「第十六条第二項」とあるのは「第七十三条の十四第二項」と、「農業協同組合連合会」とあるのは「都道府県中央会」と読み替えるものとする。

第七十三条の二十二第三項中「正会員の数」の下に「（第七十三条の十四第二項の規定により正会員に対して二個以上の選挙権を与える場合にあっては、正会員の有する選挙権の数）」を加える。

第七十三条の二十五第三項中「第十六条第二項乃至第五項」を「第十六条第三項から第六項まで」に、「第十六条第二項後段」を「第十六条第三項後段」に改め、「都道府県中央会の会長」の下に「副会長若しくは理事」を加え、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第九十六条に次の二項を加える。

第四十八条の二第一項の規定による投票については、前項の規定を準用する。

第一百一十二条中「第六十四条第四項」を「第六十四条第五項」に改める。

## 附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。
- 2 この法律の施行の際現に設けられている総代会については、この法律の施行の際現に在任する総代のすべてにつきその任期が満了するまでの間は、なお従前の例による。
- 3 農業共済基金法（昭和二十七年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。
- 4 第三十五条第三項中「同条第五項」を「同条

## 第八項に改める。

4 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「第十条第二項」を「第十条第三項」に改める。

最近における農業及び農業協同組合をめぐる諸情勢の推移にかんがみ、農業生産の効率化に資するため、農業協同組合による農業経営の受託のみをひらき、及び農事組合法人制度の改善を行なうとともに、農業協同組合及び同連合会の管理運営の適正円滑化に資するため、総代会制度その他につき所要の改善を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

当委員会におきましては、四月一日以降五回にわたり慎重審査を行ない、四月二十二日、質疑を終了し、五月七日、日本社会党が反対の討論を行ない、採決の結果、本案は賛成多数をもつて可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対する特例については、当該連合会の員一票制に対する特例については、当該連合会の民主的管理運営を確保すること等、五項目にわたる附帯決議が付されたことを申し添えます。以上、報告を終わります。（拍手）

端的に言つて、現在の農協は、組合員の意思が十分に反映される運営がなされていないと指摘せざるを得ないのであります。また、政府が食管法を無視して、いわゆる自主流通米制度の発足に踏み切ったことに対する対して、農民は、食管制度がなくすしに崩壊するのではないかと、大きな不安と動搖を来たしているのであります。中央農協幹部の一部が、このような農民の意向を無視して、まさに組合員の意思を無視した幹部の独創的な行為といわざるを得ません。（拍手）これらのこととは、法改正以前の問題として、政府において指導を行なう、適切な措置がなされるべきものであると思ふのであります。

われわれも、最近の農業や農村の変貌に対応して、農協法の改正を行なう必要性を認めていたわけであります。今回の改正案は、われわれの期待するものとは大きな差異があり、質疑の過程で明らかになつたように、農村、農民の要望とかけ離れた御都合主義的な法案といわざるを得ません。

具体的には、まず、農業協同組合連合会の会員に対して、一員一票制の原則に対して特例を設けようとしていますが、たとえそれが例外的措置であるといたましても、特定の会員に議決権等が過度に集中するなどの事態を招き、はたして連合会の民主的管理運営が確保されるかいかにつけで、昭和四十二年度において百一件、その金額は実に四十億円にのぼり、これが昭和三十四年以後の数字は、不正件数が実に千八百七十九件、その金額は約百億円となつておなり、この種事件は、なおそのあとを断たないのが実情であります。

を設けること。

第三に、その他農業協同組合の事業に関する規定を整備すること等、所要の改善を行なおうとするものであります。

本案は、第五十八回国会に提出され、今国会まで引き続き継続審査となつてきたものであります。

当委員会におきましては、四月二十二日、質疑を行なうとともに、農業協同組合連合会の会員一票制に対する特例については、当該連合会の民主的管理運営を確保すること等、五項目にわたる附帯決議が付されたことを申し添えます。以上、報告を終わります。（拍手）

○議長（石井光次郎君） 委員長の報告を求めます。農林水産委員長丹羽兵助君。

○議長（丹羽兵助君登壇）

○議長（石井光次郎君） 討論の通告があります。これを許します。森義視君。

〔森義視君登壇〕

○森義視君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました農業協同組合法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行なうとするものであります。

現在、わが国の農業と農政は大きな転換期を迎えております。それだけに、わが国農村の中核的団体である農業協同組合の持つ使命と責任は、まさに重大なものであります。しかるに、最近の農協の運営状況を見ますと、農協本来の使命と遊離し、もうかることなら何にでも触手を伸ばすといふ方針で、安易な仕事のみと取り組む苟利追求型であるとの批判が各地に高まつております。また、役員の選挙にあたっては、供應、買収は公然化しており、さらに、零細農民から集めた農協資金にかかる不正事件は、農林省が把握したものだけでも、昭和四十二年度において百一件、その金額は実に四十億円にのぼり、これが昭和三十四年以後の数字は、不正件数が実に千八百七十九件、その金額は約百億円となつておなり、この種事件は、なおそのあとを断たないのが実情であります。

また、この改正案は、今後の組合運営に關し

て、総会にかわる総代会の権限、すなわち、役員の選挙、選任、定款の変更、解散、合併の決議等を大幅に拡大しようとしておりますが、このことは、まことに重大な問題であります。して、農協運営と組合員の意向が遊離しつつある現状にますます拍車をかけることになり、その運用を誤ると、農協は一部有力者のための団体となり、農民から孤立化することが懸念されるところであります。

また、改正案の中에서도さらに検討の余地があると考えられるのは、農業経営委託の点であります。

現在の農協に、はたして農業経営受託の能力があるかどうかが問題であります。農協に大型機械施設が整備されておらない、また、農地の基盤整備等が不十分なまま、ただ政府のかけ声だけでも無理に推し進めようとすれば、これは農業経営を混乱におとしいれるだけであって、受託経営による農業生産力増大等はどうていどもつかないところであります。政府は昭和三十七年に農協法の改正を行ない、農協の農地信託制度を創設したのであります。この結果について見れば、実施以降約六百ヘクタール程度が信託されたにすぎず、当初政府が意図した経営規模の拡大等には一向に結びつかず、ただ単に農林省の机上の作文に終わっているのが現状であります。このことは、政府が農業経営並びに農協等の実態を十分把握することなく、また、この事業に対する見通しが甘く、積極的な助成を行なわなかつた結果によるものであります。今回の農業経営の受託事業につきましても、農林省の確固たる指導と助成措置がなされない限り、單なる画餅に終わる可能性が非常に強いのであります。われわれはこの点を質疑の過程で政府に強くただしたのであります。回答が得られず、单に農協請負耕作の追認措置でしかないことが明確になつたのであります。次に、現在農協の弱点とされている販売事業体

制等の強化については、政府は当初、この点に対し、専属利用契約の強化をはかることによって問題の解決をはかる姿勢を示したのであります。が、

法案作成の過程において公取等の反対意見があつたために、何ら措置がされ得なかつたのであります。

専属利用契約の強化について、社会党は、事あるごとに政府にその改善策を要望し、今回の法

改正でも最も強く期待してきたのであります。

農林省が公取等関係機関に対し十分納得させるこ

とができなかつたことは、われわれはもとより、農協関係者の期待を全く裏切つたものであり、農

林省の熱意を疑わざるを得ないのであります。

以上、見てきたように、今回の政府改正案は、農協の組織管理、事業運営の強化に何ら改善を加えるものではなく、われわれの期待に全く反したものであることが明白であります。政府が、も

し、このような改正措置で、最近の混乱した農協の改善策として事足りりと考えるならば、これは全く農協の実態を知らないとしか言えず、今後ま

すます農協が農民から遊離した官僚的組織とな

り、不祥事件等もひんぱんに起こることは明らか

などころでござります。政府が当面行なわなければならぬことは、まず、農協の実態を十分把握

することと、農協をして農民に対する最大の奉仕機関たるべき本来の姿に返るよう指導することにあります。

このように見てきますと、法改正の基礎ともい

うべき農協の実態の把握と、必要な指導を行なう

政府の責任は放棄されたままであり、このままで法改正を行なうことは、地盤の弱い土地の建物の

上に、基礎づくりをしないままさら建て増しを

するのにも似て、利少なくして弊害のみ多く、所

期の目的を達成し得られるとは考えられないで

あります。

このように見てきますと、法改正の基礎ともい

うべき農協の実態の把握と、必要な指導を行なう

政府の責任は放棄されたままであり、このままで

法改正を行なうことは、地盤の弱い土地の建物の

上に、基礎づくりをしないままさら建て増しを

するのにも似て、利少なくして弊害のみ多く、所

期の目的を達成し得られるとは考えられないで

あります。

かかる観點から、この法改正については、日本社会党としては、断じて賛成し得ないものであります。

ここに、政府の猛省を促して、私の反対討論を

終わります。（拍手）  
○議長（石井光次郎君） これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石井光次郎君） 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。（拍手）

○議長（石井光次郎君） 本件は委員長報告のとおり可決いたしました。（拍手）

○議長（石井光次郎君） 佐藤内閣總理大臣の健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律案についての発言

○議長（石井光次郎君） この際、内閣總理大臣から、健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案について発言を

○議長（石井光次郎君） 本件は、二年間の時限立法として制定されたのであります。政府としては、この期限内に抜本対策の実現をはかるべく具体策の検討に全力を注いでま

すが、政府としては、この期限内に抜本対策の実現をはかるべく具体策の検討に全力を注いでま

健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求める法律案についての答申）

出の趣旨説明

○議長（石井光次郎君） 内閣提出、健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求める法律案についての答申

○議長（石井光次郎君） 健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律案について申し上げます。厚生大臣斎藤昇君。

〔國務大臣斎藤昇君登壇〕

○國務大臣（斎藤昇君） 健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律案について申し上げます。

健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律案について、趣旨の説明を求める法律案についての答申）

出の趣旨説明

○議長（石井光次郎君） 内閣提出、健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律案について申し上げます。

○議長（石井光次郎君） 健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律案について申し上げます。

改正案の内容は、この法律の有効期間を二年間延長し、昭和四十六年八月三十日までとするものであります。

次に、健康保険法及び船員保険法の一部改正部分について申し上げます。

人口構造の推移等に即応いたしまして、将来のわが国の繁栄を期するためには、次代をにならべき児童の健全な育成と資質の向上をはかりますことがますます重要な課題となつてまいりました。このため、政府といたしましては、母性及び乳幼児の健康と福祉の向上を期しまして、本年度において母子保健対策の一そとの推進をはかることといたしておるのでございますが、これに即応して、医療保険の分野におきましても、分べん時における経済的負担の軽減に資しますために、抜本改革の問題とは一応切り離して、現行制度のたてまえのもとで分べん給付の改善を緊急に行なうこといたし、昭和三十六年以来据え置かれておりま分べん費の額を大幅に引き上げることといたしました次第であります。

改正案の内容は、健康保険及び船員保険における分べん費の最低保障額を現行の六千円から二万円に、配偶者分べん費の額を現行の三千円から一万円に、それぞれ引き上げるものであります。また、この財源につきましては、保険料によつて措置することとし、政府管掌健康保険及び船員保険の保険料率をそれぞれ千分の一引き上げることといたしております。

最後に、この法律の実施の時期につきましては、健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律の一部改正部分は公布の日から、健康保険法及び船員保険法の一部改正部分は昭和四十四年九月一日からといたしております。

以上をもつて趣旨説明を終りますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

### 健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

#### (出) の趣旨説明に対する質疑

○議長(石井光次郎君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑の通告があります。順次これを許します。

【谷垣專一君登壇】

○谷垣專一君登壇 私は、自由民主党を代表して、たゞいま趣旨説明のありました健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、若干の質疑を行ないたいと思います。

一昨年八月、世上健保国会と呼ばれた第五十六回臨時国会において、健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律が非常な国民的関心と注視のもとに成立を見ましたことは、今日なお記憶に新たなるところでございます。いまここに再びこの法律の期間延長を内容とする改正法案が提出さるに及びまして、国民の間に本法案をめぐつていろいろな論議があり、また、わが国医療保険制度の将来について、従来以上の強い期待と関心が寄せられていることは見のがせない事実であります。(拍手)

このよろづや観点に立つて、わが党は、医療基本問題調査会におきまして、昨春以来関係諸団体の意見を聴取するとともに、国民医療の将来のあるべき姿について鋭意検討を重ねてまいりました。先般その対策大綱について調査会の一応の結論を得たことは御案内のとおりであります。今後、抜本改正の実現のため強力な推進がはかられること存じます。しかしながら、政府が二年間の期限つきで約束した抜本改正が今日なお実現を見なかつたことは、理由のいかんを問わず、きわめて遺憾と申さなければなりません。

この際、政府の最高責任者である総理大臣より、国民に対し、その間の事情について率直な御説明をいただき、あわせて広く国民医療対策の将来の方向について御所見と御決意のほどを承りたいと存じます。

昭和三十六年に、先進諸国にも類例を見ない国民皆保険を達成しましたことは、まさに画期的なことでありました。国民の日常生活にとって最大の不安と脅威であった医療費負担の軽減を実現し、この制度が国民の健康回復にはかり知れない貢献をしてきたことは、何人も否定し得ないところでございます。しかしながら、ここで謙虚に反省しなければならないことは、国民皆保険体制を確立するにあたつて、将来の人口構造、疾病構造、社会経済の変動等を見通し、既存制度の持つものらの欠陥を是正すると同時に、長期的視野に立つて皆保険に必要な基盤整備を行なうことが

不十分であつたことございます。さらに、医療保険制度について目を向けてみると、各制度間に

ける給付面、費用負担面の格差や不均衡が露呈しております。また一方、現行の診療報酬体系についても、適正な国民医療を推進する上で数々の問題点を投げかけております。

健康は幸福の根本であり、それ自身が目的であると同時に、人間活動の源泉であります。わが国が世界に類例のないほどの高度経済成長を遂げましたが、健康な国民の活力あふれる努力の成果であることは申すまでもありません。われわれは、国民医療の現状について根本的な反省を加え、高度経済成長の成果を積極的に国民の健康投資、保健投資に振り向けるという姿勢のもとに総合的な国民医療対策を進めることこそ、今日の政治の重要課題であり、次の世紀の民族の繁栄を期すための国民の責務であると信ずるものであります。(拍手)

これらの問題を講じないで、保険財政を破綻に導き、現行制度を混乱させるような考え方では、国民の健康を守り、福祉を考える立場からいって、断じてこれを避けなければなりません。(拍手) 健保特例法が失効するままに何ら対策を講じないとしました場合、政府管掌健康保険における本年度の赤字は、単年度において四百七十四億円にも及ぶと聞いておりますが、この際、厚生大臣から、政府管掌健康保険等の本年度及び明年度の財政状況はどうなるか、また、その結果としてどのような事態の発生が予測されるかといった点を明確にお答えいただきたいと思います。

また、政府の責任は最大限に講すべきであると思いますが、この点、大蔵大臣の御見解を伺つておきたいと存じます。

次に、本法案におきましては、健康保険の分べん費等の引き上げ措置を講ずることとしており、この点につきましては、きわめて時に適した措置と考えるのであります。母性の保護と安全な出産を確保するためには、産前産後を通じての貫した総合的な母子保健対策が必要であります。

次に、健保特例法の有効期間の延長について御質問申し上げます。

この法律は、極度に窮屈した保険財政に対処するため、抜本改正までの当面の措置として制定さ

れたものであります。国会審議の過程において、抜本改正の早期実現を期し、二年間の時限立

法とする修正がなされたことは御承知のとおりであります。そもそも、医療保険の問題は、わが国においても五十年の歴史を有し、その抜本改正は、今日及び将来の国民生活に広く、深く、きわめて重要な影響を与える大事業であります。関係各方面の激しい利害の対立が抜本改正を困難にしている最大の原因であります。だが、理由のいかんを問わず、一昨年の健保特例法の制定経緯にかんがみて、今日ここに至った政府の責任はきわめて重いといわなければなりません。しかしながら、それを責めるにとどまつて、抜本改正まで何らの措置を講じないで保険財政を破綻に導き、現行制度を混乱させるような考え方では、国民の健康を守り、福祉を考える立場からいって、断じてこれを避けなければなりません。(拍手) 健保特例法が失効するままに何ら対策を講じないとしました場合、政府管掌健康保険における本年度の赤字は、単年度において四百七十四億円にも及ぶと聞いておりますが、この際、厚生大臣から、政府管掌健康保険等の本年度及び明年度の財政状況はどうなるか、また、その結果としてどのような事態の発生が予測されるかといった点を明確にお答えいただきたいと思います。

また、政府の責任は最大限に講すべきであると思いますが、この点、大蔵大臣の御見解を伺つておきたいと存じます。

次に、本法案におきましては、健康保険の分べん費等の引き上げ措置を講ずることとしており、この点につきましては、きわめて時に適した措置と考えるのであります。母性の保護と安全な出産を確保するためには、産前産後を通じての貫した総合的な母子保健対策が必要であります。

次に、本法案におきましては、健康保険の分べん費等の引き上げ措置を講ずることとしており、この点につきましては、きわめて時に適した措置と考えるのであります。母性の保護と安全な出産を確保するためには、産前産後を通じての貫した総合的な母子保健対策が必要であります。

この法律は、極度に窮屈した保険財政に対処するため、抜本改正までの当面の措置として制定さ

臣にお伺いいたしたいと存じます。

最後にお伺いしたいことは、抜本対策が樹立されまでの間放置することが許されない当面の緊急課題についてであります。これらはみな保険財政に深い関係がありますが、第一は、医療費の緊急是正に關してであります。

健保特例法の延長措置を講ずることにより、保険財政は抜本改正に至るまで破綻することなく維持することができるといたましても、年々の物件費及び物価の上昇に伴い、病院等の経営は悪化してきております。病院、診療所の健全經營をはかり、国民に適切な医療を約束するために、この際、当面の緊急是正措置を講ずることが必要ではないかと思いますが、厚生大臣並びに大蔵大臣の御所見を承りたいと存じます。

第二は、看護婦対策についてであります。

近時、各地において看護婦の不足を訴える声が多く、深刻な社会問題となつておる現状であります。看護婦、准看護婦の就業者は、昭和三十五年末の十七万五千人に対し、昭和四十二年末には二十五万三千人となりまして、政府のこの間の努力を認めるにやぶさかではありませんが、医療需要の増大、病床数の増加、医療内容の高度化等により、ますます多くの看護婦が必要とされてきており、安んじて患者の看護に専念できるように、勤務環境の整備や待遇の改善をはからなければならぬと考えます。わが党におきましても、この

問題が国民医療を確保する上できわめて重要であると考え、対策委員会を設け、意欲的に取り組むことといたしておるのでございますが、看護婦確保対策に関する厚生大臣の御方針を、ここで特に伺つておきたいと存じます。

総理は、かねがね社会開発と人間尊重の政治を理想として掲げてこられました。国民医療の確保ということとは、まさしく総理の政治理念を実現する上で欠くことのできない問題であります。数々の困難と障害はございましょうが、国民の強い期待にこたえて、勇断をもつて事に当たられまするよう心から要望いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

#### 〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) まず、健康保険条例を延長しなければならない事態となつたことは、率直に申しまして、たいへん申しわけなく思っております。

医療保険の抜本改正は、御指摘にもなりましたように、百年に一度ともいきべき重要な変革であり、国民生活に及ぼす影響もきわめて大きいので、あえて若干の時間的余裕を再度お願いした次第であります。国民医療を確保するためには、單年度赤字は回避し得る、かような状況でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、医療費の緊急是正、これを早くしなければならぬ、かようなお話であります。これもござつともなお話と存じます。すでに中央医療協に對しまして医療担当者側からもう提案が出ておるわけであります。この審議の結果を待ちまして、政府といたしましても極力その方向に努力をいたしておるのでございまして、本年度といたしましても、妊産婦の健康診査あるいは乳児の精密健康診査、三歳児の精神発達検査等、新しい仕事も今年から始めるようになります。この審議の結果を待ちまして、政府といたしましては善處をいたしたい、かよろに心得ておりますので、御了承のほどをお願い申し上げます。(拍手)

#### 〔国務大臣斎藤昇君登壇〕

○国務大臣(斎藤昇君) 健保特例法がこのまま延長されないと失効した場合に、どのくらい赤字があふれるかというお尋ねでござりますが、本年度は、单年度収支だけで四百七十四億円の赤字が見込まれるわけでござります。明年度以降もさらに

てせつかくのお尋ねがありました。この際は、

国民各務に納得のいくなりばな成案を得るため全労力をあげる決意だけ申し上げておくこととし、これでお許しを得たいと存じます。(拍手)

#### 〔国務大臣福田赳夫君登壇〕

○国務大臣(福田赳夫君) 政府管掌健康保険へ最大限の財政援助をなすべし、こういうお話をありますが、そのとおりに心得ております。すなわち、本年度は四十三年度に比べまして五割増しの二百二十五億円の補助をいたすことにして、これに、特例法で御協力をお願いできますれば、まずまず単年度赤字は回避し得る、かような状況でございます。

なお、医療費の緊急是正、これを早くしなけれ

ばならぬ、かようなお話であります。これもござつともなお話と存じます。すでに中央医療協に

対しまして医療担当者側からもう提案が出ておる

わけであります。この審議の結果を待ちまして、政府といたしましても、妊産婦の健康診査

とおりでございまして、政府といたしましても極

力その方向に努力をいたしておるのでございまして、本年度といたしましても、妊産婦の健康診査

とおりでございまして、政府といたしましても、妊産婦の健康診査

しゃいますように、医療報酬制度の抜本的な対策を立てますことが、医療保険の見地から考えましても、また国民医療という見地から考えまでも、まことに大事なことだと存じておるのでござります。抜本対策とあわせ適正な診療報酬制度を樹立いたしたい、かように存じておるのでござりますが、当面の緊急対策につきましても、今日の諸物価の情勢、人件費の上昇等にかんがみまして、ことに病院等におきましては相当経営が苦しむことと存じております。たゞいまこの問題につきましては、御承知のとおり、中医協におきまして、熱心に審議をしていただいておりますので、その結論を得次第、政府といたしましては、その答申に従つて善処をいたしたいと、かように考えておるわけでござります。

報 (号外)

いろいろ抜本的に考えて、そうしてこの問題に對処をいたすべく、厚生省といたしましても最重要問題の一つとして取り組んでまいりたい、かういうに思ふ次第でござります。(拍手)

り、そして今回の公約を踏みにじた特例法延長の提案に至つて、国民を欺瞞することをわざとらるべきであります。」（拍手）総理の言ふ人間尊重、社会開発、これと全く逆行した国民犠牲性の上に成り立つたこの法案との関係は、一体どのようなものと解すべきでありますか。こういう矛盾に満ち、ときに相反することを、いとも容易に言つてのけて恥じない態度を改めない限り、国民から誠実な国民大衆のための政治が行なわれているという信頼を呼び戻すことは、どうしてできないのであります。総理のしかとした政治信条を承りたいのであります。

総理にお伺いする第二の点は、社会保障政策に対する基本的な考え方を根本から変革する必要があるということについてであります。

工業生産力において世界有数の地位にのし上がったわが国が、国民生活の充実の面では、先進諸国に比べてはるか低位にあることは周知のこととなりであります。特に社会保障水準は、人口一人当たりで昭和三十六年当時の西欧の三分の一、国民所得に対する比率で二分の一でしかも、著しい立ちおくれを来たしているのであります。この主要な原因は、自民党政府による高度経済成長に名をかりた生産第一主義の政策によるものであり、政治が国民所得再配分の機能を十分發揮していな結果であることは明白であります。しかも、その底には、一九四八年の国連総会において採択された世界人権宣言の、何人も社会保障を受ける権

利を有するということや、一九五三年の国際社会保障会議における、眞の社会保障は法律で保障されただ基本的な社会的権利として理解しなければならないといふ、世界的通念を否定する思想が流れていることも事実であります。佐藤總理は、社会保障を国民がひとしく享受すべき権利として認識されているかどうか、その基本的考え方をお聞きしたいのであります。

この質問は、私の第三のお尋ねにつながるのであります。すなわち、国民の生命と健康を守る医療保障は、社会保障制度の主要な柱となつていてます。したがつて、わが国で実施されている各種の医療保険制度がたとえ保険方式をとつておつても、あくまでも社会保障制度の一環として正しく位置づけることが肝要であり、受益者負担の觀念を不法に拡大解釈して、国民の犠牲や不当な負担を正当化するようなことは断じて許されないのであります。薬剤一部負担の新設を含んだ特例法が、医療保険制度の後退を意味することは明らかなどおりであり、特例法実施直前の一昨年八月に比べて、改正直後の十月の受診率が一七%も減少している事実がこれを雄弁に物語つておるのであります。保険主義に閉じこもることなく、國の責任によつて医療を保障するための長期計画を立て、歐米に追いつく考え方があるかどうか、お伺いしたいのであります。

總理、私のお伺いする第四の点について謙虚に耳を傾けてもらいたい。それは、公約違反をあらざり

報 (号外)

責任についてであります。

一昨年の特別国会、臨時国会を避ける再三の混亂の中で強行成立をはかった健保特例法は、全く国民の批判にさらされた惡法でありました。社会保険審議会、社会保障制度審議会の答申においても、すなはちこれを肯定できるものでないと指摘されていることからも、これは否定し得うのない事実であります。しかも両審議会において、この特例法はあくまで暫定措置であつて、いままでの政府の無策は責められるが、今度こそ抜本改正を断行すべしとの意見も付されていましたのであります。抜本対策の確立はまさに天下の声であるという制度審議会の意見をまつまでもなく、この二年間に抜本改正を行なうこととは国民への厳たる公約す。総理は、これに対する政治責任をはたしてどう感じられておるのか、国民の怒りと政府に対する不信に対し、あなたの腹の底からの答えを聞かしていただきたいのです。

た政府の責任の重かつ大なることは、改めて強調の要がないほどである。心からの遺憾を感じる」とまで言つてゐるのであります。まさに国民の憤りを言い当ててゐるといえましやう。この見解に対し、諮問機関の答申は必ず尊重するという予算委員会における説明から、一体あなたなどのような態度をとられるのか、お伺いいたしたいのであります。

私は、この際總理に勧告をしたい。佐藤内閣に一片の政治的良心があれば、この法案は撤回すべきであると思うのであります。(拍手)もしこの私の提言に対しても、撤回の必要はない、目下努力中であるというような、その場のがれの答弁を繰り返しても、國民は絶対に納得しないでありますよ。なぜならば、政府の無責任な措置によつて生命と健康をむしばまれ、一昨年の特例法強行制定以来、毎日医療費の値上げによる負担増加に悩まされてきたことの体験から、抜本改正の公約履行を迫る國民の声が日一日と高まつてゐるからであります。總理の所信を問うやえんであります。次に、福田大蔵大臣、斎藤厚生大臣にお伺いし

じられておるのか、国民の怒りと政府に対する不信に対して、あなたの腹の底からの答えを聞かしていただきたいのであります。

さらには、今回の不可解な特例法延長の提案であります。

を迫る国民の声が日一日と高まっているからであります。総理の所信を問うゆえんであります。次に、福田大蔵大臣、斎藤厚生大臣にお伺いしたい。

特例法の主要な目的は、財政対策にあることは言をまちません。しかし、赤字だからこれを国民の負担で肩がわりしようというのでは、財政のつじつまと合わせることにきゅうきゅうとして、国民の健康をどう守るかという本来の目標が置き忘れられてしまっているといつても過言ではないで

七億赤字見込みも、あるいは黒字に転するのではないかとも推測できるのであり、そうなれば、国庫負担を逆に減額するのではないかとすら考えられるのであります。国民の納得のいく方針を大臣から明示してもらいたい 것입니다。

健保特例法の悪法たる理由は、すでに明らかにあります。事実、その施行以来、初診時負担の引き上げが早期受診を抑制し、入院時負担の増加が、なおるべき患者の回復をおくらせ、薬代の負担制新設が売業療法に拍車をかけ、国民医療は

分べん費の増額のためと称して保険料の千分の一引き上げを行なわんとしていることについてあります。

分べん時ににおける経済負担を軽減することはもちろん肝要であり、次代をになう児童の健全な育成は社会全体が責任を負う立場から、出産費は国の負担でまかなくべきであります。わが党が提出している出産手当法案はその精神を貫いているのであります。が、政府は、分べん費の引き上げの財源をすべて保険料によつて措置するといふ、全く

七億赤字見込みも、あるいは黒字に転するのではないかとも推測できるのであり、そうなれば、国庫負担を逆に減額するのではないかとすら考えられるのであります。国民の納得のいく方針を大臣から明示してもらいたい 것입니다。

健保特例法の悪法たる理由は、すでに明らかにあります。事実、その施行以来、初診時負担の引き上げが早期受診を抑制し、入院時負担の増加が、なおるべき患者の回復をおくらせ、薬代の負担制新設が売業療法に拍車をかけ、国民医療は

分べん費の増額のためと称して保険料の千分の一引き上げを行なわんとしていることについてあります。

分べん時ににおける経済負担を軽減することはもちろん肝要であり、次代をになう児童の健全な育成は社会全体が責任を負う立場から、出産費は国の負担でまかなくべきであります。わが党が提出している出産手当法案はその精神を貫いているのであります。が、政府は、分べん費の引き上げの財源をすべて保険料によつて措置するといふ、全く

はありませんか。しかも、国民皆保険、保険制度全体の視野から見れば、千三百万に及ぶ零細企業の労働者を対象とした政管健保に赤字を生ずるのは当然なのであります。生活水準は低く、疾患量が多く、したがつて受診率が高いのであり、また、老人が多くなつてゐる現状であります。国民の健康を守る最低の保障としての健康保険制度の立場から、生ずる赤字は当然国の定率負担で解消すべきものであります。しかるに、国の財政規模は年々拡大しているにもかかわらず、政管健保に対する国庫補助は、昭和四十二年度の二百一十五億円以来、四十三年度、また今年度と、全く同額を負担しているにすぎません。すなわち、国の負担割合は年々減少しているのであります。このようないうな政府の無責任な措置は、断じて許しがたいのであります。このままいきますと、四十三年度にて四十三年度は初めて一〇・一四と減少したことと加え、薬剤は一部負担がかかる十五円以上の投薬が大部分を占めていることや、高血圧や肺結核などの複雑長期にわたる疾病は、数単位の投薬を必要とすることから、薬代負担は当初の予想より大幅に増加している事実、また、二万四千円以下の低所得者に対する負担免除の適用が、当初の七〇%程度の予想から四〇%に下がつてゐることなど、国民を偽装する結果が続々生じておるのであります。特例法実施によるこれらの現象に対し、政府の立場に立つても、当然の手直しが考慮されねばなりません。それらも、それらも怠つてゐることについて、厚生大臣の所見を承りたいと存じます。

虫のよい提案をいたしておるのであります。さすがに、この引き上げには自民党内でも反対の意見があるやに報道されているのであります。このような羊頭狗肉の策を出された考え方をお聞かせ願いたいのであります。

今日、わが国の医療をめぐる問題点は、逐次浮き彫りにされてきております。国民が医療費負担の増大、医療サービスの低下の中で呻吟している現状の根底には、制度の分立から生ずる弊害を中心とした健康保険制度、医師、看護婦など医療従事者の不足のため、三時間待つて三分診療といった貧困を暴露している医療機関と、矛盾に満ちた医学教育、製薬資本に奉仕し、技術を軽視する診療報酬体系と、重い医療費などの解決すべき課題が横たわっております。この医療の抜本改革に対して、どのような構想のもとに、いつまでにこれを行なうとするのか、総理の抜本改革に傾けた決意を披瀝してもらいたいのであります。

それと同時に伺いたいことは、抜本改正を行なう手段についてであります。  
さきに、一昨年十一月、医療保険制度改革厚生省試案が提出されました。しかし、この中身は、現行医療給付水準の引き下げと赤字の責任を国民に転嫁した保険財政対策に終始したものであり、抜本改革に向ける素材に値しないものであります。

さらに、最近、自民党から医療保険制度改革要

あるとおり、その意図が公約違反の特例法延長に対する世論の批判を幾ぶんでも緩和することにあり、自民党の正式決定案でもなく、政府の成案でもないことから、多くの意見を加えることは避けなければなりませんが、その内容が抽象的かつあいまいであります。この際、政府は、社会保障制度審議会の答申の王立委員会のごとく、利害関係者を除いた学識経験者による機関を設置して、正しい原案作成の権限を一任する考え方があるかどうか、政党の利害を越えた立場からお答えいただきたいであります。

以上、国民の注目する諸点にしぼってお伺いいたしました。どうか国民の不安と疑惑を解明し、国民的合意の得られるよう、政府の率直、明快な答弁を要求して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤栄作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) まず、田邊君は、政府の政治姿勢を生産第一主義あるいは経済成長第一主義であるときめつけられましたが、決してそのようなことはありません。すべての国民が健康で明るく、快適な生活を営むことができるようになるのが政治の目標である。そのことは、今までたびたび申し上げたとおりであります。そのため、私はかねてより、公害対策、住宅対策、社会保障対策、過密過疎対策等を真剣に取り上げているものであります。

私は、社会党の諸君も、全体としての国民の生活水準の著しい向上に対しても、正しい評価を与えていただくことが何よりも大事なことのよう思います。人間尊重の政治、そのためには経済成長の成果を、成長に取り残されやすい階層の方々にまで行き渡らすことがきわめて大切であり、まさに社会保障の任務であると考えます。社会保障の水準の向上には、今後とも全力をあげてまいります。

たが、その大まには、長吏的な権威に立って、計画的に施策を講じていくことが望ましいことは申すまでもありませんが、ただ、現実の制度を具体的にどのように充実していくかの方法論につきましては、論議の分かれるものであり、特に、社会保

障の重要な一翼をになう医療保険制度につきましては、種々の懸案問題をかかえている現段階におきましては、長期計画を樹立するのに多くの困難がありますので、今後の課題として検討を続けてまいりたい、かように考えております。

次に、医療保険の財政負担につきましてであります。これをどのようにしてまかなくは、税負担とのかね合いで考えられる問題であつて、一般税負担を増して医療保険に対する國の責任を重くすることは、もちろん考えられないことではあります。しかしながら、わが国におきましては、従来から低所得層に対しても過重な負担とならないよう、特別の配慮を払いつつ、社会保険方式を中心として考えており、今後とも、このたて

まぞを変えるつもりは毛頭ありません。

次に、今回、臨時応急の対策として特例法の延長をお願いせざるを得なくなつたことは、先ほども谷垣君に答えましたとおり、また冒頭にも申し上げましたとおり、たいへん遺憾なことではあります。が、医療保険制度の改革は、国民生活に及ぼす影響がきわめて大きい問題でもあり、なお若干の時日をいただいて、慎重に検討を進めさせていただきたいと存じます。私としては、抜本改正策として、りっぱな成案を得ることが何よりも責務である。かように考えており、与党並びに関係政府当局を督励してまいりますが、野党並びに関係審議会のより深い御理解と御協力をいただきたいものと考えます。

なお、抜本対策はいつまでにつくるか等の具体的なお話でございますが、いま申し上げますようには、この医療制度そのものは、国民生活に重大なる影響を与えるものであります。もちろん慎重ではあります。が、同時に、できるだけ早く結論を得なければ国民は安心しない、かように考えます。その意味で、政府はサボつておるんじゃないのかとか等々の御批判、また、おしかりもあると思います。私は、これらの点も、国民全体の御協力のもとに、どうしてもこの際はりっぱな制度をつくり上げたい、かような決意でいることを重ねて申し上げておきます。

なお、田邊君から、この審議にあたりまして、



白であります。しかも、もし今回の政府提案をそのまま認めるならば、医療制度の向上は全く行なわれない反面、逆に、国民は新たな保険料の引き上げを押しつけられるばかりか、これまで暫定的に負担を余儀なくされてきた初診料、入院料、薬価等の過重負担を固定化される結果になり、一方的に大きな犠牲を払わなければならなくなるのであります。これでは国民の利益をないがしろに思はなはだしいと申さなければなりません。

そこで、福田大蔵大臣にお尋ねいたします。

昭和四十四年度の予算編成に際し、政府は、政管健保に対する国庫補助を、一昨々年と同様に二百二十五億円据え置きにいたしました。しかし、この措置は、例年に比してきわめて不合理であります。すなわち、四十二年度の二百二十五億円は、当たりますが、四十四年度の二百二十五億円は、わずかに5%にしか達しないのであります。これは明らかに財政負担の実質的減少であります。もし四十二年度と同程度の財政負担を行なおうとするならば、政府は最低三百億円以上の国庫補助をし、公約不履行の責任のしりぬぐいを、被保險者並びに事業主にしわ寄せする措置をとつたのであります。その責任の転嫁もなはだしいと申されねばなりません。当面の赤字解消に対する政府の財政努力はあまりにも不足していると思いま

すが、大蔵大臣の見解を承りたいと存じます。

保険財政の赤字の原因は、医療保険制度の基本的構造に由来し、その累積赤字は年々上積みされ、保険財政の危機を招来しつつあります。今回の特例法の延長措置は、こうしたどろ沼の健保財政を、さらに二年間どろ沼の中に置こうといふ提案以外の何ものでもありません。健保財政の今後の展望について、政府の見通しをあわせて明らかにしていただきたいと存じます。(拍手)

斎藤厚生大臣にお尋ねいたします。

確かに、最近の健保財政の赤字を見ますとき、その単年度赤字は減少しつつあります。しかし、その赤字減少は、政府の努力ではなくに、被保險者の犠牲によつて実現されていることを看過することはできません。すなわち、特例法の実施によって、保険料の増額をはじめ初診料や外来投薬の一部負担が強制され、他方、これによつて患者の受診を異常なまでに抑制する結果を招来することによって、その赤字の減少を引き起こしているといわざるを得ないのであります。この結果、全国保健医団体連合会等の発表でも明らかによると、患者の受診率は顕著に減少し、治療中止等の事故が激発していることは、きわめて重大と申されねばなりません。「このような医療の後退を行なうべきであります。しかし、政府はみずから責任を回避して財政負担をいたずらに出し惜しみ、公約不履行の責任のしりぬぐいを、被保險者並びに事業主にしわ寄せする措置をとつたのであります。その責任の転嫁もなはだしいと申されねばなりません。当面の赤字解消に対する政

の抜本改正については、十年もの長い間社会保険審議会、あるいは社会保障制度審議会等において徹底的に論議し尽くされ、その欠陥も明らかにされておるところであります。

佐藤総理にお尋ねいたします。

このたびの社会保険審議会の答申でも、抜本改正についての政府の姿勢について、全代表者が一致してきびしく追及しております。また、社会保障制度審議会でも、早くから抜本対策の樹立を強く政府に要求しており、前述のとおり、問題点はすでに各方面から指摘されておりますので、時期的には断を下すべき段階であったと思います。しかも政府は、みずから審議会に諮詢してその答申も得ながら、これを全く尊重せず、事実上答申を無視し、抜本改正の実行を怠ってきたのであります。これは明らかに審議会軽視の態度と申さなければなりません。政府は、口を開けば、答申は尊重いたしますと言ひながら、現実に答申の実行を怠ります。これは許さざる事実は、許さざることであります。(拍手)この点に関する政府の釈明を承りたいと存じます。

今回の政府案のうち、納得できないもう一つの点は、分べん費の改善に名をかりた保険料率の引き上げであります。政府は、今回の分べん費の改善分として千分の一保険料率の引き上げを行なおうとしておりましたが、この引き上げを断行した場合、分べん費の支出増より保険料の增收が上回るはずであります。たとえば、保険料千分の一引き上げによる収入は六十三億円であり、分べん費は五十三万件を対象として、その支出増は四十二億円にしかすぎないのであります。これは明らかに水増しであり、保険料の取り過ぎと申さなければなりません。

そこで、斎藤厚生大臣にお尋ねいたします。

政府説明によりますと、分べん時におきます経

濟的負担の軽減をはかるために分べん給付の改善を行なうとありますが、直接国民の負担になる料率の引き上げによつて増収をはかるのはいかなる理由でありますか。周知のように、わが国におきましては異常分べんのときのみ保険が適用され、正常分べんに保険が適用されない矛盾を、民社党並びに労働組合の同盟の婦人たちは全国的に立ち上がり、一昨年から昨年にかけて百万名の署名をもつて、昭和三十六年以来分べん給付の改善が行なわれていなかつたのを、今回の改善までにこぎつけたわけであります。分べん給付を今後国際水準まで引き上げようとするならば、これらの改めは、全額公費負担を目指し、当面、最低限の措置として、政管健保、国保とともに被保險者、配偶者全部を一律に二万円給付とすべきであります。もし、ここで二万円給付を断行いたしましても、その支出増はわずか百十億円程度であります。国の子供を出産するために、この程度の予

算化がなぜできなかつたのでしようか。政府は、当然この点については再検討してしかるべきだと思ひますが、今後の方針を具体的に明らかにしていただきたいと思ひます。(拍手)

最後に、私は、世のおかあさんたちを代表いたしまして佐藤総理にお尋ねいたします。

わが国の昭和四十二年の出生兒は百九十三万四千九百五十八人でありました。優生保護法によりまして妊娠中絶をいたしましたものが七十五万六千八百三十八人がありました。また、未届け中絶數は年々減少して、昭和四十年には二十四万七千件となつております。これは政府機関の厚生省人

報 (号外)

であります。このように正しい出産計画が実現してきましたが、まだ百万人余のおかあさんたちが不幸にして妊娠中絶をしております。その理由は、母体の健康的な理由、経済的な条件、あわせて住宅難ということであります。そこで私どもは、出産は病氣ではありませんが、国家的な問題でありますので、特別立法をしてでも、出産は国手で十割給付を実現させたいと考えておるわけであります。(拍手)また、生まれ出てきた新生児に対しましては、手厚い児童手当が受けられる、こういうことにより児童手当制度の実現が必要である。また、政府は選挙のときに、一世帯一住宅の政策を発表いたしましたが、今日その実現ができるお

りません。両親の暮らしの中で、私どもは妊娠、

出産、育児が安心して行なわれる社会をつくり上げていくためには、こうした公約を実現させる」とこそが、目下の急務と考えておるわけであります。

以上、私は、健保特例法に対する疑点とわが党の同法に対する反対の理由を明らかにして、質問を終わりたいと存じます。(拍手)

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 本島君にお答えいたします。

まず、本島君から医療保険の抜本改革についての考え方、政府の取り組み方についてお尋ねがあつまつござる。これにつきまことに、

りましたか。これに「さる」しては、先ほど各答君や田邊君の御質問に対してお答えしたとおりであります。ただ、できなかつたその障害は何か、これ

をはつきり言えといふお尋ねでございましたが、何と申しましても、問題が非常に重大であり、ま

た困難、複雑な問題をはらんでおりますので、各方面の英知を集め、国民各位に御納得のいただける政策を導きたいことは、最大の努力をつくつて、

所要の時間をお必要とするのでありますので、  
かなければならぬのであります。このために、  
重い荷物を行ふために、重力の努力をもつてし

今回、さらにもう一度延長法案を出したような次

第であります。

次に、分べん給付についての御要望がありました。私も、多くの妊娠中絶が容易に行なわれていま

る事態に陥りますては、太陽を見ることもなく丸り取られる幼い生命の芽のためにももちろん、母親の健康のため、あるいはまた将来の國力の基礎

ともなるべきせつかくの人材の無為の喪失、これ  
はたいへん残念なことと思います。御指摘のよう  
に、生徒行きつけを定めることによって、

は、住宅政策なり医療政策は、そのような意味合  
いからもより充実すべきであり、政府としても、  
住宅五カ年計画を着実に進めると同時に、妊娠、

分べん、新生児、乳幼児を通じた、一貫した総合的な母子保健対策を進めているものであります。

今後とも、一そうその強化をはかつてまいる決意  
であります。

児童手当は、まさに、昨年末の児童手当懇談会の報告によりまして、制度の構想、基本的方針について明らかとなつてまいりましたが、さら

に、関連分野との調整等について児童手当審議会の御審議を願うこととしており、できるだけ早急

に結論を出していただきて児童手当を出発させたいと考えております。

木島君は、さうを分へんを全額国費でといふ御意見でしたが、これは一般税負担との関係や現行の社会保障制度の考え方などから見まし

て、飛躍した考え方のように思います。私は、現在の保険制度のたてまえのもとに、分べんについての経済的負担の軽減につき、今後とも努力して

家族計画の進行、また私は、国民各位におかれても、妊娠中絶についての安易な考え方を捨て去り、小さいとはいえ、とうとい人命の萌芽を大切にしていただきよう、強く訴えたいと考えて いるものであります。

以上、お答えをいたします。(拍手)

〔国務大臣福田赳氏君登壇〕

○国務大臣(福田赳氏君) お答え申し上げます。

先ほど田邊さんにお答えしたとき、私、年度の記憶違いをいたしておりましたので、本島さんに對する答弁とあわせて修正をさせていただきます。

政府管掌健康保険に対する国庫補助は、昭和四十一年度が百五十億円、四十二年度が二百二十五億円、四十三年度同額、四十四年度同額であります。四十二年度以降ふえていないのは実質的にはございましたが、四十一年度、これは百五十億であります。いよいよ特例法をやる、これのメリットともあわせてかなりの保険財政の改善をいたしたい、こうしたことから、特例法のつり合いという意味で二百二十五億円、かような増額をいたしたわけでありまして、思い切った増額がと思います。これが三年続いている、こういうことだと思います。

だ、こういうお話をさせいますが、四十三年度現在におきます健保会計の累積赤字は千二百億円であります。四十四年度において何らの特例措置も講ぜず、政府も助成しないという場合における赤字は五百億円であります。四十五年度における同じ意味の赤字額は、単年度におきまして八百億であります。それらが四十三年度の千二百億円に累積をされていく、こういうことになるので、まことに寒心にたえない状況であります。四十四年度はそのおよそ五百億、それを政府のほうから二百二十五億、それから九月以降特例法を延長していただきまして、まあまあこれを埋めていきたい、また、四十五年度も同様な方針でこれを渡っていきたい、その間にひとつ根本対策を立てて、御心配のないようにいたしたい、こう考えておりますので、ひとつ御了承のほどをお願い申し上げます。(拍手)

んは、いずれいろいろそいうった具体的な数字等もお持ちだた思いますので、委員会等の席におきまして、私たちのほうの数字とも照合しまして十分に検討いたしたいと思いますが、ただいまほんとうに私たちとは考えておるわけであります。

んは、いずれいろいろそいつた具体的な数字等もお持ちだと思いますので、委員会等の席におきまして、私らのほうの数字とも照合しまして十分に検討いたしたいと思いますが、ただいまはさよに私たちは考えておるわけあります。

分べん費の問題は、總理からもお答えがございました。なるほど、被保險者本人とその家族、これが半分も違うということにつきましては、事分べん費でありますから、同様だとおっしゃる御意見もわからないわけではございません。これもただ、現在被保險者本人と家族とはちょうど半分という形になっておりますので、それを踏襲いたしました次第でございます。他に意図があるわけではございません。理想といたしましては、分べん費は全額負担。そして、ただいまの立て方では、これはお互いの保険ということでもっておりますから、事業主と被保險者の保険料で負担をするといふ立て方になつております。今度抜本改正の際には、これらの立て方もあわせまして、健保、国保あるいは政管、他の保険を通じまして考え方をきめてしまいたい、かように思つておるわけでござります。(拍手)

対し、若干の質疑を行なうものであります。いわゆるこの健保特例法なるものは、じょせん政府の怠慢行政から生じた政管健保の累積赤字を国民大衆の負担において解消しようとすると、きわめて悪質な法律であります。まだ記憶に新しい、俗にいはく健保国会において、国民あげて反対する中に、政府・自民党は、常套手段である多数の暴力による強行採決を断行し、国会を大混乱におとしいれたあげく成立させた、いわくつきの法律であることは周知のとおりであります。しかも、この特例法が成立した際、政府は限られた二年間のうちに、すなわち、ことしの八月までに必ず医療保険制度の抜本改正を実現すると、きわめて明確に国民の前に公約したものであります。しかるに、特例法の失効の八月を目前にしながら、政府はいまだに具体策もなく、躊躇に日を重ね、あまつさえ、みずからその無力、無能をさらけ出します。全く厚顎無恥、無責任のきわみであるといわねばなりません。(拍手)

さらに、政府・自民党は、公約違反の責任追及をおそれ、あるいはその目をそらすためか、本法案の提出に先立ち、国民医療対策要綱なるものを発表しました。しかし、これも国会運営上の一手で、いわば特例法を策すための作戦であり、圧力団体の利益擁護のための代弁にすぎないものであります。自民党の中에서도、良識派は特例法延長反対と叫んでいるではありませんか。したがつ

て、医療対策要綱をもつて決して国民への公約履行だというわけにはまいりません。しょせん、時日を浪費した責任は、佐藤総理がいかに弁解なさうとも消え去るものではありません。自民党案ことは、健保連、総評、日経連はもちろん、医師会すべてが猛反対していることからも推察できるというものです。

佐藤総理、私は、あなたに猛省を促したい。過去一年間の暫定措置によって、累積赤字のうち約一千億円が解消されたといいますが、これはすべて国民生活への圧迫と犠牲のしわ寄せの上に成り立ったものであります。にもかかわらず、再び特例法の延長を策すとは、とんでもないことではあります。

さらに重大な問題は、一昨年の書記長、幹事長会談における確約事項であります。延長はないと断言したその責任はどうなるのですか、あまりにも国民党を愚弄し、足げにするものであります。

以上の数々の背任行為に佐藤内閣は重大な責任を感じて、すみやかに特例法を撤回すべきであります。それが国民に対するせめてもの謝罪だと言えるからであります。この点きわめて重大な問題でありますので、総理並びに厚生大臣に明確にして責任ある御答弁を求めるものであります。

大であります。

船員保険の対象は、船員法第一条规定されております。総トン数三十トン未満の漁船に拡大するための法改正のお考へはないか、運輸大臣及び厚生大臣についてお尋ねいたします。

次に、船員法の八十九条の療養補償の規定によれば、「船員が雇入契約存続中職務外で負傷し、又は疾病にかかりたときは、船舶所有者は、三箇月の範囲内において、その費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を負担しなければならない。」とあります。しかし、現実には、船員保険法に患者の一部負担を行なっていることは納得がいかない。船員法と船員保険法とは、給付についてはうらはらの関係にあります。したがつて、船員保険法で一部負担をとるべきではないであります。

しかも、衆参両院の附帯決議において、しばしば全会一致で決議されております。これを無視して一部負担をやめないのはどういう理由に基づくものでありますか、運輸大臣及び厚生大臣にお答え願います。

大蔵当局は、社会保険といえば直ちに社会保障と区別し、健康保険をあたかも生命保険や火災保険と同じように保険主義であると見て、社会保障の土俵からはずしてものを考えられているようでありますが、それは基本的な誤りであります。な

どなら、わが国の健康保険制度の出発は、社会保障の一環としてという歴史を有しているし、私的保険とは本質的に相違する要素があるといふこと

と、また、わが国はすでに国民皆保険であり、国民はすべて、いすれかの保険に強制加入させられております。したがつて、医療保険制度は、当然あくまで料率アップを合法化し、その差額分二十一億円を保険財政の赤字補てんに振りかえようとする、まことにこうかつた行為なのであります。

政府は保険財政の赤字に悩み、しきりに受益者負担論を振りかざし、保険料値上げの口実にしておりますが、全く方向違います。社会保障は相互扶助です。保険事故の場合には、個人の負担を軽減するための救済措置である。しかるに、患者に一部負担を課することは、保険の原理にあらざるものではないか。患者に一部負担を課したこととは、社会保険はもとより、社会保障における歴史にもいまだかつて例を見ないのです。

以上のことから、受益者負担についての大蔵大臣にお尋ねいたします。

昭和二十四年以降保険料の値上げの推移を見ますと、今日まで千分の二十も上昇しております。

しかるに政府は、本法案において、またもや分べん費の給付内容の改善という名のもとに千分の一の料率引き上げを行なおうとしております。すなわち、これは六十三億円を国民に負担させるといふことになるのであります。分べんに関する平年

度の費用といふものは約四十二億円であります。

六十三億円マイナス四十二億円、すなわち二十一億円、この金額が浮く勘定になるわけであります。

と、またがいまして、政府の真のねらいは、国民の求める分べん給付の改善の美名にこと寄せて、あくまで料率アップを合法化し、その差額分二十一億円を保険財政の赤字補てんに振りかえようとする、まことにこうかつた行為なのであります。

わが公明党は、分べん給付の改善については、母子保健法の拡充整備の範囲において全額国庫負担とすべきであると主張しているものであります。

社会保険審議会の答申にも、母子保健センターの充実と母子保健法の拡充強化を強調しているのであります。なぜかと云ふと、以上の点からも、今回の分べん給付の千分の一引き上げは、きわめて不适当であるといわねばなりません。佐藤総理、もうびほう策に終始することなく、大英断のもと、保険料の引き上げや患者の一部負担など、ことごとく排除して、国庫負担の大幅な増加で国民医療の真価を發揮すべきであります。総理並びに大蔵、厚生大臣の確たる決意をお伺いしたいものであります。

医療の根本問題について、総理並びに厚生大臣にお尋ねいたします。

子供が病氣になつても医者が來てくれないような国には安住できないといつて、あこがれの日本をさびしく去つていったドイツ婦人の話は有名であります。これは人命尊重の近代における逆に生命を無視した冷たい扱いを受け、

は、記者会見の席上、わが国の一人当たりの国民所得は、スウェーデンを抜いて二十年後には世界一になるであろうと、景気のよいアーバルーンを上げておりますが、文化国家のパロメータといわれます。かの西ドイツは、人命尊重という立場から、医療は当然社会が国民に対して保障することとして、病院などの医療機関は計画的に各所に平均に設置されているのです。また、スウェーデン、デンマーク、ノルウェーなどのスカンジナビア諸国はもちろんのこと、國家が責任管理して社会保障を統一的に行なっております。その典型的なものが、イギリスの国営医療であることは御承知のとおりであります。ともあれ、社会が管理して医療を施行するという国は、ソビエトや中国のような共産主義国だけではなく、資本主義の代表国アメリカでさえも、病院の経営者として、營利を目的としての投資は一切許されていないのです。医療行政は、人命尊長に立脚して個人の幸福と社会の繁栄を願うという根本理念から医療計画が立てられ、住民の生命と健康を守るために合理的な体制が組み立てられているのであります。

振り返ってわが国の医療制度の危機、そして医療財政の逼迫といふものは、それはさまざまなものがあるとはいふものの、特に医療機関の偏在とともに、わが国の公的医療機関があまりにも不足

しているからであると指摘しているのであります。そのことが保険財政の赤字を増大させる重大な欠陥となつております。さらに、公的病院における独立採算制が医療経済の混乱を大きく助長しているのであります。したがつて、私は、わが国の医療制度の抜本改正の基礎条件となるものは、医療の社会化にあると強く主張するものであります。抜本改正に対する総理の決意を伺うものであります。

は、民社党はもちろん、申し合わせに参加しなかつた社会党においても、公式に賛意を示しておるものであります。この申し合わせ実現について、佐藤総理は、自由民主党總裁として、公党間の公約を守り、この六十一国会において成立を期する決意があるかどうか、はつきりとお答え願いたい。

次に、大橋君は、いろいろな論点から、保険料の引き上げなどを行なわずに国庫負担の増でカバーせよとの主張をされました。例として分べん手当などを引き合いに出して、さように論ぜられました。それぞれの論点につきましては、政府としての言い分が十分にあります。これが必要にして応じて厚生大臣から申し上げることとして、私は結論的に、当面の財政措置は、すべて国庫負担によるべきであるという考え方については、現行の制度、上場をとことんまでこどもつらひ

をはかつてまいります。

次に、私は、医療問題は、医療を受ける者はもちろんのこと、医師、製薬会社、薬剤師等、医療に關係する者のすべてが、できるだけ納得のいく方向で解決されることが望ましいと考えております。それだけに、互いの協調と理解が望まれるのであります。大方の御協力、御理解を得て、りっぱな改正案を提出いたしたい、かように決意

四十二年六月この憲法施行法の改正をおもとめぐって国会が大混乱したことは周知の事実であります。その際、公明党の提唱で、自民、民社、公明の三党首立ち会いの上、議長に差し戻し権を与えるとの申し合わせが行なわれたことについては、總理は決してお忘れではないと存じます。念のため、その際きめた内容をここで申し上げてみますと、「自由民主党、民主社会党、公明党の各党は、国会の正常化をはかり、現在の混乱した国会を收拾すること」とし、これに伴い、議長ならびに各党は、次の申し合せを誠心誠意尊重し、その実現をはかることとする。  
一、議長が委員会における採決を不適当（一方的な質疑打ち切り強行採決など）と判断した場合その採決を無効とし委員会に差しもどす権限を議長に付与する趣旨の国会法の改正を行なうこととし、近い国会において成立させることに各党は責任をもつ。」とあります。この三党申し合わせに限る国会法の改正について

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) 大橋君にお答えいたします。

そののよだな主張はお同調いたしかねることをお申し上げておきたいと思います。もちろん、国として何もいたさないということではありません。ただそれは、いま申し上げたような見地から、應分の援助が筋であり、これを惜しむものでないことは、念のため申し上げておきます。

次に、医療機関の偏在は、御指摘のとおり大きな問題ではありますが、政府としては、従来より病床増設の規制や僻地診療の補助等を通じて、その解消に取り組んでいるところであり、今後とも、その努力を続けてまいりたいと考えております。私は、その対策として医療の社会化を主張されるのは、議論としては一つの見解ではあります。が、わが国の現状におきましては飛躍に過ぎるものと、かように考えます。自由主義を基調とするわが社会体制のもとにおきましては、従来の路線において医療機関の計画的整備をはかることは十分に可能であり、今後とも、その方向でその推進

沙に、各党の申し合せの問題についてお話を  
であります。これは自民党の總裁としてお答え  
したいと思います。

国会法の改正につきましては、これが現状にそ  
ぞくなくなっている点もあるところから、本院に  
おきましても鋭意検討が進められているものと理  
解しております。委員会の決議を議長が不適当と  
認めた場合、これを委員会に差し戻すことができ  
るようとする点と、少數党にも発言の機会を与え  
るべきだということにつきましては、私の考え方  
は少しも変わっておりません。また、その場合、  
議長の裁定には各党ともこれに従う。審議にあ  
たつて暴力をふるつて審議の妨害を行なわないと  
いう議会民主主義の基本的ルールが尊重されなけ  
ればならないのは当然であります。(拍手)民主主  
義の正しい发展のため、国会運営におきまして  
も、改善すべき点は改善していくといふことが必  
要であると考えます。

以上、お答えをいたしました。（拍手）

〔国務大臣斎藤昇君登壇〕

○国務大臣（斎藤昇君） 大橋議員にお答えを申し上げます。

船員保険法の一部負担の問題につきましては、

御承知のように、これは船員保険法に基づきまして、船舶所有者から事前にまたは事後に償還をすることとなつておりますので、災害補償の精神に合致をしておるのが現状でございます。

なお、船員保険法を三十トン未満の船にまで拡大適用することにつきましては、ただいま船員中央労働委員会において審議中でございますので、その結論を待つて善処いたしたい、かように考えておるのでござります。

医療保険の一部負担は受益者負担ではないかとお尋ねでございますが、医療保険は、これはお互い扶助をし合つていくという観点から生まれた保険制度でございまして、御承知のように、一般の保険におきましては被保険者とそれから事業主、国民保険におきましては一般の住民から資力に応じた保険料といふものでやつておるのをごりまとして、これはやはり社会保障のやり方、行き方でござります。社会保障の行き方を全部国費でやるといふ社会保障でございますし、特別な社会保障税においてなかなかといふものございまして、また、お互に分相応の保険料を出して保険をし合つていく、そして国が一部援助をするというのも行き方でございまして、わ

が国は今日、現状のような形をとつておるわけであります。

しかし、沿革的に見てまいりまし

たこの保険制度が、それぞれの制度において非常

に違つておるわけであります。このために、いま

あります。

理由の一つがそこにあるわけでござりますので、これらを解消いたしまして、より以上に社会保障的な見地を取り入れながら、保険料の負担にいたしましても、また給付の公平もはかつてまいる、そうして国民に完全な医療のできるようにならることを念願として、抜本制度をいませつかく考慮中であるわけでござります。

なお、分べん費給付のための千分の一のアップは、これは分べん費給付に名をかりて保険財源をまかなくためではないかといふお尋ねでございますが、田邊議員も本島議員も、千分の一では分べん費給付を支給するになお余りがあるではないかといふお尋ねでございました。これは、おつしやるとおり、若干余るのでござります。これは事実でござります。しかしながら、今までの保

険料率といたしまして千分の一以下の料率はございませんので、若干は余るわけでござりますが、千分の一に切り上げたというのが現状でございます。他に意図があるわけではございません。

なお、日本の医療水準は、世界に比べまして、

きましては、まだまだ問題が残されております。

総理もお答えを申し上げましたとおりでございま

すが、そのために医療機関を国営化する、あるいは社会化をするということにつきましては非常に

あります。

〔国務大臣原田憲君登壇〕

○国務大臣（原田憲君） 船員保険法の一部負担制の問題でございますが、これは厚生大臣がお答えになりましたのと全く同様でござりますので、よろしく御了解をお願いいたしたいと思います。

それから船員法の適用範囲の拡大の問題、これまた全く同様でござります。大橋さんよく御存じのよう、現在、わがほうの所管でござります船員中央労働委員会において審議をいたしておりますが、その結論を得まして、漁船船員の労働条件の改善、社会保障の充実につとめてまいりたい所存でござります。（拍手）

○副議長（小平久雄君） これにて質疑は終了いたしました。

〔国務大臣福田赳夫君登壇〕

○国務大臣（福田赳夫君） 医療保障の財源をどうするか、こういうお尋ねでござります。なるべく国が負担したらしいじゃないか、被保険者の負担を軽くせよ、こういうようなお話でござります

が、これは制度として保険の仕組みをとつており

ます。したがいまして、これを利用するけれども、同時に、これは社会保障的な側面も持つておるわけであります。でありますから、保険者の負担だけはどうも十分な医療給付水準が維持できない。その限度におきましては、国がこれに助成をすべきである。国が助成する限度はそこにあります。

午後四時二十五分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君

大臣 福田 趟夫君

厚生大臣 斎藤 昇君	伴う措置に関する法律の一部を改正する法律
農林大臣 長谷川四郎君	石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律
運輸大臣 原田 憲君	石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律
國務大臣 床次 徳二君	石炭鉱業經理規制臨時措置法の一部を改正する法律
出席政府委員	法律
内閣法制局長官 高辻 正巳君	内閣法制局長官 高辻 正巳君
厚生省保険局長 梅本 純正君	社会保険厅医療 保険部長 加藤 威二君
運輸政務次官 村山 達雄君	運輸省船員局長 高林 康一君
（報告書受領）	（報告書受領）
○朗読を省略した議長の報告 （法律公布奏上及び通知）	○朗読を省略した議長の報告 （法律公布奏上及び通知）
一、去る四月二十五日、次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。	一、去る四月二十五日、次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。
札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律	札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律
（通知書受領）	（通知書受領）
一、去る四月二十五日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。	一、去る四月二十五日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件	国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件
一、去る四月二十五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。	一、去る四月二十五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に	国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に
藏内 修治君	河上 民雄君
赤澤 正道君	桂木 鉄夫君
河上 民雄君	吉川 久衛君
加藤 六月君	中川 一郎君
安井 吉典君	中川 一郎君
（内閣委員）	（内閣委員）
足立 篤郎君	福井 勇君
安井 吉典君	坂本三十次君
内閣委員	古井 喜實君
（外務委員）	永田 亮一君
足立 篤郎君	増田甲子七君
（文教委員）	山下 元利君
（社会労働委員）	増田甲子七君
世耕 政隆君	大出 俊君
大橋 敏雄君	田中 榮一君
池田 祥治君	桂木 鉄夫君
菅波 茂君	大野 潔君
橋口 隆君	野口 忠夫君
勝澤 芳雄君	中谷 鉄也君
茂君	田原 春次君
（商工委員）	古内 広雄君
（通信委員）	齊藤 憲三君
（建設委員）	野口 忠夫君
（内閣委員）	小川新一郎君
（外務委員）	小川新一郎君
（伊藤惣助丸君）	八木 昇君



## (特別委員補欠選任)

一、去る六日、議長において、次のとおり特別委員の補欠を指名した。

科学技術振興対策特別委員

阿部 喜元君 伊藤惣助丸君  
村上信二郎君 近江巳記夫君

## (条約提出)

一、去る六日、内閣から提出した条約は次のとおりである。

伊藤惣助丸君  
近江巳記夫君

## 出

郵便局舎等整備促進法案（森本靖君外十四名提出）

一、昨七日、議員から提出した議案は次のとおりである。

地方鐵道離職者臨時措置法案（板川正吾君外二十一名提出）

一、昨七日、議員から提出した議案は次のとおりである。

有線放送業務の運用の規正に関する法律（衆議院提出）

一、昨七日、予備審査のため内閣から送付された

条約は次の委員会に付託された。

一、昨七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

太平洋諸島信託統治地域に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

（議案提出）

一、去る四月二十五日、議員から提出した議案は次のとおりである。

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案（広瀬秀吉君外十一名提出）

一、去る四月二十八日、議員から提出した議案は次のとおりである。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案（広瀬秀吉君外十一名提出）

一、去る四月二十八日、議員から提出した議案は次のとおりである。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案（広瀬秀吉君外十一名提出）

一、去る四月二十八日、議員から提出した議案は次のとおりである。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案（広瀬秀吉君外十一名提出）

一、去る四月二十八日、議員から提出した議案は次のとおりである。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案（広瀬秀吉君外十一名提出）

一、去る四月二十八日、議員から提出した議案は次のとおりである。

硫黃業安定臨時措置法案（玉置一徳君外一名提出）

## リカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第一五号） 外務委員会 付託

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とインドとの間の協定を修正補足する条約は次の委員会に付託された。

一、昨七日、予備審査のため内閣から送付された

条約は次の委員会に付託された。

一、去る二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（太田一夫君外七名提出、衆法第三七号）

一、去る四月二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

生活保護法の一部を改正する法律案（八木一男君外八名提出、衆法第三三号）

（議案付託）

一、去る四月二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

建築基準法の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇五号）

一、去る四月二十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案（広瀬秀吉君外十一名提出、衆法第三四号）

一、去る四月二十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案（広瀬秀吉君外十一名提出、衆法第三四号）

一、去る四月二十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案（広瀬秀吉君外十一名提出、衆法第三四号）

一、去る四月二十八日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

母子保健法の一部を改正する法律案

一、去る四月二十八日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

母子保健法の一部を改正する法律案（柏原ヤス君外一名提出、参法第一六号）

（議付託）

一、去る六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

労働基準法の一部を改正する法律案（藤原道子君外一名提出、参法第一七号）

以上二件 社会労働委員会 付託

看護婦国家試験の受験資格の特例に関する法律案（藤原道子君外一名提出、参法第一八号）

一、去る二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（太田一夫君外七名提出、衆法第三七号）

一、去る四月二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方行政委員会 付託

一、去る四月二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案（広瀬秀吉君外十一名提出、衆法第三六号）

一、去る四月二十八日、予備審査のため参議院から送付された議案を受領した。

労働基準法の一部を改正する法律案

一、去る四月二十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

学校教育法の一部を改正する法律案（内閣提出第九五号）

一、去る四月二十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

文教委員会 付託

一、去る四月二十八日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

商工委員会 付託

一、去る四月二十八日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

郵便局舎等整備促進法案（森本靖君外十四名提出、衆法第三九号）

一、去る四月二十八日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

以上二件 遅信委員会 付託

一、去る四月二十五日、衆議院に送付した条約は次のとおりである。

太平洋諸島信託統治地域に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第一五号） 外務委員会 付託

昭和十四年五月八日 衆議院会議録第三十四号

朗読を省略した議長の報告

八九三



これは、公明党がこれまで、日米安保体制は「日本が関係のない国際紛争に巻き込まれる」と繰り返し指摘してきた点を裏書きするものである。

政府は、在日米軍基地の果たしている役割および在日米軍の行動について正確に知らされていなかったのか。また、日米安保条約第四条に基づき、これらの役割と行動とは隨時協議されているのか。

愛知外務大臣は、米軍の偵察行動と日米安保条約第六条の交換公文による事前協議の関係について、衆議院外務委員会において「通常認められる哨戒偵察行為なら問題はない」と答弁している。

しかし、朝鮮民主主義人民共和国による撃墜事件が発生している現状にかんがみ、重大な国際問題を引き起すがごとき軍事行動も事前協議の対象とならないとする根拠を明確にされたい。

一 個別にこの種の米軍の軍事行動が事前協議の

対象とならないとする日米間の了解がすでにあつたとすれば、まさにそれゆえにわが国の意思に反する米軍の行動が、わが国の近隣諸国を軍事的に刺激しており、国民は日米安保体制がわが国を戦争の危険に巻き込む恐れがあることを深く憂慮している。

政府は、わが国が戦争に巻き込まれないための歯止めとして何を考えているのか、明確にさ

れたい。

一 米大統領は、今後、護衛機をつけて偵察を続行すると言明している。

このような威力偵察の継続は極東における緊張を激化するものであつて、緊張を緩和するものは決していえない。

政府は、今後の護衛戦闘機つき偵察飛行を行ふことは決していえない。

一 在日米軍基地の撤去について、公明党の基地

総点検以後、昨年十二月二十三日に約五十箇所の整理縮小案が発表されたが、その後の進行状況はどうなつてあるのか。また、明年六月までの基地整理の見通しを明らかにされたい。

一 政府は、最近のアメリカ極東戦争、とくに、

今回の米軍機撃墜事件が、沖縄の戦略的価値にどのような影響をもたらすと考えるか。また、わが国の沖縄返還要求に、なんらかの影響があると考へるか。

一 日米安保条約に基づく在日米軍基地が、極東の緊張激化とわが国を戦争の危険に陥れるため

に使用されていることは、国民がひとしく恐れているところである。

日米安保条約は、明年六月、一応固定期間を終了する。国民は、この条約体制の危険を感知し、その早期解消を希望しているが、政府は、

了時において安保条約にどのように対処するのか。また、その具体策をいつまでに決定するのか。

右質問する。

昭和四十四年五月一日

在日米軍基地を利用してかかる活動を行なうことは、日本の平和と安全にも関するところであり、当然予想されているところである。

一、安保条約上事前協議の対象となる事項は、第六条の実施に関する交換公文において明確に合意されているところである。

安保条約においてわが国は、「日本の安全に寄与し並びに極東における平和及び安全の維持に寄与するため」米国がわが国において施設・区域を使用することを認めているが、わが国の平和と繁栄は極東の平和と遊離して考へ得るものではなく、現下の国際情勢のもとにおいては、わが国に駐留する米軍をも含め極東の米軍の存在がこの地域における戦争の発生を未然に防止しづが國の安全保障のため必要な抑止力を構成しているのである。

米軍がいるから日本が戦争に巻き込まれるというのは事の本質を見誤つたものであり、米軍がいることによつて日本を巻き込む惧れのある戦争が防止されているのである。

一、朝鮮半島においては、北朝鮮側がいわゆる祖国統一政策に基づき、対韓工作を積極化し、これが原因となつて、ブエブロ号だ捕事件と前後して起つた韓国大統領官邸襲撃事件や韓国東海岸における武装ゲリラ上陸事件等にみられる

公海上における偵察哨戒飛行は、現下の国際情勢にかんがみ、一般に各國の行なつてゐるところであり、安保条約の下においても、米軍が

今回米国が護衛付きで偵察活動を再開することとしたのは、北朝鮮側による不法行為の再発を防止し、合法的な偵察活動が円滑に行なわれるよう措置したもので、政府としてはその中止を申入れる考えはない。

一、政府は、在日米軍施設及び区域について、従来から米側と話し合いを行なつてきたが、昭和四十三年十二月二十三日開催された日米安全保障協議委員会第九回会合において在日米軍施設の問題について、米側から約五十箇所の施設の返還、共同使用又は移転について提案があり、協議が行なわれた。

これが具体的な処理については、現在、日米合同委員会において銳意促進を図つており、その結果四月二十五日現在、名寄演習場、日出生台・十文字原演習場など十五箇所の返還及び移転について合意をみるに至つた。

その他の施設及び区域についても、今後、さらに相当数の返還、共同使用及び移転について日米合同委員会において合意をみるよう引き続き、その調整に努力している。

一、沖縄は、その地理的位置及びその果たしている役割から太平洋のカナメ石と呼ばれ、極東における各種の紛争に対処することのできる軍事機能をもち、従来から米国の極東戦略体制における中核的地位を占めているものと評価されている。

今回の事件に際して、沖縄の基地が具体的に

どのような役割を果たしているかについては詳らかでないが、従来の評価に変更があるとは思われるよう措置したもので、政府としてはその中止を申入れる考えはない。

一、政府は、在日米軍施設及び区域について、従来から米側と話し合いを行なつてきたが、昭和四十三年十二月二十三日開催された日米安全保障協議委員会第九回会合において在日米軍施設の問題について、米側から約五十箇所の施設の返還、共同使用又は移転について提案があり、協議が行なわれた。

これが具体的な処理については、現在、日米合同委員会において銳意促進を図つており、その結果四月二十五日現在、名寄演習場、日出生台・十文字原演習場など十五箇所の返還及び移転について合意をみるに至つた。

その他の施設及び区域についても、今後、さらに相当数の返還、共同使用及び移転について日米合同委員会において合意をみるよう引き続き、その調整に努力している。

一、沖縄は、その地理的位置及びその果たしている役割から太平洋のカナメ石と呼ばれ、極東における各種の紛争に対処することのできる軍事機能をもち、従来から米国の極東戦略体制における中核的地位を占めているものと評価されている。

今回の事件に際して、沖縄の基地が具体的に

どのような役割を果たしているかについては詳らかでないが、従来の評価に変更があるとは思われるよう措置したもので、政府としてはその中止を申入れる考えはない。

和五十二年度の鶏卵総需要量は、昭和四十一年度の一・八倍、約二百万トンと推定されている。しかも、貿易自由化のなかで卵価は過去十年間安定するなど生産性をあげてきた。特に、最近は、総合農政が唱えられるなかで養鶏は特に重要であると考えられるので、次の事項につき政府の見解を伺いたい。

(一) 鶏卵輸入抑制について  
昨年度は、液卵のみでなく殻付卵さえ輸入され、專業養鶏農家を極度に不安ならしめている。輸入抑制のため次のことを実施すべきであると思うがどうか。

(イ) 液卵輸入は、昨年度は前年度の二倍の二万トンに達し、鶏卵生産量の一・五パーセントに上った。マヨネーズ原料が三パーセントで、おうおうにして時期的ながら卵価を動搖させることを思えば、現在の一・五パーセントを微量として必ずしも軽視してよいとは限らない。極力輸入を抑制すべきである。

(ロ) また、特に、中國産鶏卵については厳に輸入を阻止すべきである。

(ハ) 国は、別項(一)の液卵施設を二箇所設けることとしたが、これを全国に普及して液卵産業を育てるにより液卵輸入の防止にも資することができるようすべきである。

(二) 鶏卵出荷合理化施設の普及について  
政府は、この施設を本年度モデル施設として

で格付け、包装、加工処理を行なえば、全國各地よりこの施設設置の要望がはげしくなることは必至である。よつて、次のように至急対策を講すべきであると思うがどうか。

(イ) 都市、大消費地近郊のみでなく、地方養鶏地帯にもこれを普及させるためには、本年度万円の施設では大規模すぎる。十万羽程度の養鶏團地にもあらうようにし、全国各地に設置できるよう努めべきである。

(ロ) 流通コストの上昇を防ぐため、補助金を大幅に増額して、各地の要望にこたえるとともに、都道府県も国と同額の補助を出すよう指導すべきである。

(ハ) また、この施設の施設者の自己資金には制度資金融資を講ずるとともに、政府の利子補給を行なうべきである。

(二) 生産性を向上するため、経営規模の拡大は至上命令である。

專業養鶏農家は安定經營を欲するならば、少なくとも二万羽飼育見当を目標とすべしといふ意見が増加しつつある(協業は構成員一人当たりが右に相当するとみる)。とすれば、一羽当たり施設費を一千五百円とみても二万羽は三千万円を要し、その他、敷地費、運転資金を見込めば、もちろん若干の自己資金を拠出するとして

養鶏振興に関する質問主意書

昭和四十四年四月二十五日

提出者 小澤 貞孝

衆議院議長 石井光次郎殿

養鶏振興に関する質問主意書

政府の農産物の需要と生産の長期見通し(昭和四十三年十一月)によつても明らかのように、昭

和五十二年度の鶏卵総需要量は、昭和四十一年度の一・八倍、約二百万トンと推定されている。しかも、貿易自由化のなかで卵価は過去十年間安定するなど生産性をあげてきた。特に、最近は、総合農政が唱えられるなかで養鶏は特に重要であると考えられるので、次の事項につき政府の見解を伺いたい。

(一) 鶏卵輸入抑制について  
昨年度は、液卵のみでなく殻付卵さえ輸入され、專業養鶏農家を極度に不安ならしめている。輸入抑制のため次のことを実施すべきであると思うがどうか。

(イ) 液卵輸入は、昨年度は前年度の二倍の二万トンに達し、鶏卵生産量の一・五パーセントに上った。マヨネーズ原料が三パーセントで、おうおうにして時期的ながら卵価を動搖させることを思えば、現在の一・五パーセントを微量として必ずしも軽視してよいとは限らない。極力輸入を抑制すべきである。

(ロ) また、特に、中國産鶏卵については厳に輸入を阻止すべきである。

(ハ) 国は、別項(一)の液卵施設を二箇所設けることとしたが、これを全国に普及して液卵産業を育てるにより液卵輸入の防止にも資することができるようすべきである。

(二) 鶏卵出荷合理化施設の普及について  
政府は、この施設を本年度モデル施設として

で格付け、包装、加工処理を行なえば、全國各地よりこの施設設置の要望がはげしくなることは必至である。よつて、次のように至急対策を講すべきであると思うがどうか。

(イ) 都市、大消費地近郊のみでなく、地方養鶏地帯にもこれを普及させるためには、本年度万円の施設では大規模すぎる。十万羽程度の養鶏團地にもあらうようにし、全国各地に設置できるよう努めべきである。

(ロ) 流通コストの上昇を防ぐため、補助金を大幅に増額して、各地の要望にこたえるとともに、都道府県も国と同額の補助を出すよう指導すべきである。

(ハ) また、この施設の施設者の自己資金には制度資金融資を講ずるとともに、政府の利子補給を行なうべきである。

(二) 生産性を向上するため、経営規模の拡大は至上命令である。

專業養鶏農家は安定經營を欲するならば、少なくとも二万羽飼育見当を目標とすべしといふ意見が増加しつつある(協業は構成員一人当たりが右に相当するとみる)。とすれば、一羽当たり施設費を一千五百円とみても二万羽は三千万円を要し、その他、敷地費、運転資金を見込めば、もちろん若干の自己資金を拠出するとして



場合には、当然制度金融としての農業近代化資金の対象となる。

(3) 制度資金貸付け限度額の引上げと担保条件の緩和について

生産性の高い養鶏経営の育成を図るため、農林漁業金融公庫の総合施設資金および豚鶏資金の融通のほか、農業近代化資金の融通を行ない、個々の農家経営の実態に応じた経営規模の拡大を推進しているところである。

今後、生産性の向上を図るために経営規模の拡大を推進することは大切なことであり、大規模な経営の育成が望まれることはもちろんである。現在の飼養農家の経営規模の実態等も考慮すると、当面家族労働力を主体とする経営の育成を重点的に推進する施策をとることが望ましく、現行の制度資金の貸付限度内で、これらの育成は図られるものと考えられる。

なお、担保の徴求については、極力その適正化、弾力化を図り、農業者に対する融資の円滑化を阻害しないよう努めているところであり、また、農業近代化資金の融資とともに担保証の徴求については、四十一年度における保証制度の改正の際、その趣旨にあわづき担保の徴求の緩和に努めるよう指導しているところである。

#### (四) 公害防止対策について

(1) 鶏ふん乾燥機の脱臭装置については、農業機械化研究所をはじめ県の試験研究機関ある

いは各企業においても開発が進められ、現

在、水洗方式、再燃焼方式、土壤利用方式あ

るいは化学処理方式等による装置が用いられ

てあるものの年々改良が進んでおり、農林省

としても問題の重要性にかんがみ積極的に推

進する方向で検討いたしたい。

#### (四) 鶏ふん乾燥機の脱臭施設に対する融資措置

としては、現在、農業近代化資金および農林漁業金融公庫豚鶏資金等により融資を行なつ

ていている。

#### (四) 鶏ふんの悪臭問題を含め畜産公害の問題

は、今後の畜産振興上重要な問題であるところから養豚および酪農等の問題も含めて処理

利用技術の開発ならびに経営体の移転等について総合的に早急に検討の上所要の措置を講じたい。

#### (五) 税金の適正化について

##### (イ) 1 養鶏の所得標準は、地域により卵価、產卵量等に差があつてその内容は一律でな

く、各地域の実情に応じてそれぞれ作成している。

概して四十三年分の所得標準は、四十二

年分に比して増加しているが、これは卵価

及び産卵率が上昇した反面、必要経費の七五パーセント程度を占めている飼料代が下落した結果によるものである。

(注) 農林省の統計資料によると次のと

おりである。

(1) 産卵率の対前年比  
一〇〇、九パーセント

(2) 卵価の対前年比  
一〇四、七パーセント

(3) 飼料(配合)の対前年比  
九八、七パーセント

(4) その他の経費の対前年比  
一〇六パーセント程度(推計)

四十年 六〇円 一六〇円  
三十九年 七〇円 三〇〇円

(イ) 成鶏の減価償却の計算の基礎とする期間は、その地方における通常の採卵使用期間によることとしているが、その期間が明確でないときは專業養鶏業者の採卵期間を勘案して一応のメドを十八か月としているものである。

(ハ) 国产品種の研究開発のための支出については、税制上次の措置を講じている。

(2) 開発研究のために特別に支出した額について、繰延資産として任意償却を認めてい

る(所得税法第五十条、所得税法施行令第百三十七条第一項第一号、法人税法第三十

二条、法人税法施行令第六十四条)。

(イ) 試験研究費の額が増加した場合について税額控除を認めている(租税特別措置法第十条の二、第四十二条の六、租税特別措置法施行令第五条の四、第二十七条の七)。

(エ) 開発研究用減価償却資産について特別の耐用年数表を適用している(減価償却資産の耐用年数等に関する省令第二条、別表第九)。

なお、旧租税特別措置法第十二条及び第

四十四条(開発研究機械等の特別償却)は、(イ)の試験研究費の額が増加した場合の税額

控除制度の創設に際し、その見合いで廃止されたものであるのでこれを復活することと

は適当でない。

(二) 固定資産税における田または畠の意義は、

不動産登記事務取扱手続規則(昭和三十九年四月十五日付け民事甲第九百三十一号民事局長通達)における取扱いと同様、農耕地で用水を利用して耕作する土地または農耕地で用水を利用しないで耕作する土地をいうものであり、鶏舎用地は農地(田または畠)ではない。

鶏舎の用に供される土地の地目は、宅地もしくは雑種地であるが、固定資産税の評価については、そのいずれの地目であつても当然土地の評価が変るものではない。

右答弁する。

外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、昭和四十四年度以降の六箇年度において、二千五百万総トンの外航船舶建造する目標を達成するため、その期間、外航船舶建造のための融資について船主の負担金利を軽減する等の措置を定めようとするもので、主な内容は、次のとおりである。

1 政府は、海運会社の申請により、外航船舶の建造に付し日本開発銀行及び一般金融機関

が協調して行なう融資について、当該金融機関と利子補給契約を結ぶことができるることとすること。

2 利子補給の対象となる融資残高は、予定し

ゆん工日前の期間については運輸省令で定めゆん工日前の期間については運輸省令で定めゆん工日以後については、日本開発銀行定しゆん工日以後については、日本開発銀行の融資の場合三年据置き定期船十年間、その他の船舶八年間半年賦均等償還の条件及び一般金融機関の融資の場合、予定しゆん工日以

後八年間半年賦均等償還の条件で償還した場合の額を融資残高とすること。

3 利子補給率は、日本開発銀行に対して当該融資利率と年利五分五厘との差、一般金融機関に対して長期設備資金に係る最優遇金利と年利六分との差とし、利子補給期間は船舶の建造期間とその後の八年間とすること。

4 利子補給に係る国庫納付金の納付及び猶予

た場合、利益の額の範囲内で利益率に応じて累進的に定める額を納付することとし、猶予

利子の支払方法は、一定の利益を計上することにかかわらず、毎年一定額を支払うこととすること。

5 外航船舶建造融資損失補償に関する規定を削除すること。

6 政府が利子補給契約を結ぶことができる

は、昭和五十年三月三十一日までとするこ

と。

7 日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法を廃止すること。

本案は、わが國経済が引き続き高度成長を遂げている現状にかんがみ、国際競争力のある外航船舶の建造を促進するため適切かつ妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

二 議案の可決理由

本案は、わが國経済が引き続き高度成長を遂げている現状にかんがみ、国際競争力のある外航船舶の建造を促進するため適切かつ妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

2 昭和四十四年度及び昭和四十五年度に限り、石炭対策に要する費用の財源に充てるため必要があるときは、予算で定めるところにより、この会計の負担において借入金をすることができる」とすること。

3 昭和四十四年度から交付することとしている再建交付金をこの会計の歳出に加えること。

4 その他規定の整備を行なうこと。

5 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

最近における石炭鉱業の状況にかんがみ、さらに石炭鉱業の整備の円滑化及び再建整備の促進を図る等のための措置を講ずることとしていることに伴う改正として適切妥当なものと認められるが、なお施行期日について修正を行なう必要があるので、本案は、別紙のとおり修正議決すること。

昭和四十四年四月二十五日  
衆議院議長 石井光次郎殿  
運輸委員長 砂原 格

分一億四百三十八万円計二億二千八十六万七千円が計上されている。

右報告する。  
昭和四十四年四月二十五日  
衆議院議長 石井光次郎殿  
運輸委員長 砂原 格

議案の要旨及び目的

石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

石炭対策特別会計法の推進を図るために、石炭対策特別会計法を次のように改正することとするものであ

る。

千三百四十六万八千円を計上している。  
右報告する。

昭和四十四年五月七日

大蔵委員長 田中 正巳

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

(小字及び  
—は修正)

この法律は、  
昭和四十四年四月一日から施行す  
る。改正後の石炭対策特別会計法の規定は、昭和四十一年度の予算か  
ら適用する。

〔別紙〕

石炭対策特別会計法の一部を改正する法律  
案に対する附帯決議

今次石炭政策は、石炭鉱業の縮小再建と開山に  
伴う産炭地の混亂を緩和するため、巨額の国費支  
出を約束するものであることにかんがみ、特別会  
計の運営に当たつては、負担する国民の感情、他  
産業との均衡を考慮し、左記のとおりいやしく  
も私企業救済の批判を招かないよう厳正かつ効率  
的に執行すべきである。

一 金融債務にかかる再建交付金の交付に当たつ  
ては、石炭関係以外に投融資されたため生じた  
と認められる借入金の額を、当該交付金の対象  
債務から控除すること。

二 再建交付金の交付により解除された担保物件  
の処分については、当該再建整備会社に最も有  
る特例措置に伴う改正として妥当なものと認  
める。

利に措置されるよう厳重に規制すること。

め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決  
した次第である。

### 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部 を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

#### 書

##### 一 議案の要旨及び目的

別途今国会に提出された「地方交付税法の一部  
を改正する法律案」による昭和四十一年度に  
おける地方交付税に係る特例措置に対応し、交  
付税及び譲与税配付金特別会計法について所要  
の改正を行なおうとするもので、その内容は、  
次のとおりである。

次とおりである。

本特別会計法の規定により、地方交付税に相  
当する額として一般会計からこの特別会計に繰  
り入れる金額は、昭和四十一年度においては、  
所定の額から六百九十億円を控除した額とし、  
昭和四十一年度においては、所定の額に六百九  
十億円を加算した額とする。ただし、地方財政  
の状況等に応じ、別に法律で定めるところによ  
り、その加算すべき額の一部を同年度に加算し  
ないで、昭和四十六年度又は昭和四十七年度に  
繰り延べて加算することができる」とするこ  
と。

##### 二 議案の可決理由

国及び地方を通ずる財政運営の円滑化を図る  
とともに、年度間の財源調整を図ることをも考  
慮した昭和四十一年度における地方交付税に係

公共団体以外の營利を目的としない法人に  
対し貯金又は定期積金を担保として貸し付  
ける場合におけるこれらの者は、員外利用

分量の計算上、組合員とみなすこととする  
こと。

(2) 地方公共団体又は銀行その他の金融機関  
に対する資金の貸付けは、員外利用分量の  
計算の対象外とするとともに、当該貸付け

は組合員のためにする事業の遂行を妨げな  
い限度においてしなければならないことと  
すること。

(3) 信用事業を行なう農業協同組合連合会  
は、その間接構成員のために、指定金融機  
関(農林漁業金融公庫等)の業務の代理をす  
ることができる」とすること。

##### 三 本案施行に伴う予算措置

昭和四十一年度において、地方交付税交付金  
の財源として一般会計から交付税及び譲与税配  
付金特別会計に繰り入れる金額は、所定の額か  
ら昭和四十一年度の特例措置として六百九十億  
円を減額して、一兆三千三百三十三億三千九百  
十一万二千円を計上している。

右報告する。

昭和四十四年五月七日

大蔵委員長 田中 正巳

衆議院議長 石井光次郎殿

##### 一 議案の要旨及び目的

農業協同組合法の一部を改正する法律案  
(内閣提出、第五十八回国会開法第八九号)

##### に関する報告書

##### 二 議案の要旨及び目的

本案は、最近における農業及び農業協同組合  
をめぐる諸情勢の推移にかんがみ、農業協同組  
合制度に所要の改正を行なおうとするものであ  
つて、その要旨は次のとおりである。

##### (1) 農業協同組合による農業の経営の受託

出資農業協同組合は、組合員の委託を受け  
て、農業の経営を行なうことができる」と  
すること。

##### (2) 信用事業に係る規定の整備

農業協同組合による農業の経営を行なうことができ  
ること。

##### (3) 総代会制度の整備

総代会は、役員の選挙又は選任及び定款  
の変更の決議についても、これを行なうこ  
とができる」とすること。

##### (4) 組合員と同一の世帯に属する者又は地方

(1) 組合員と同一の世帯に属する者又は地方

(2) 組合の解散又は合併は、総代会において



明治三十五年五月三十日  
郵便物便  
種三  
三十  
月三  
年五  
月三十  
日可

昭和十四年五月八日  
衆議院會議錄第三十四号

九〇一

定価  
一部四十四円  
(配送料共)  
発行所

大藏省印刷局  
東京市港區赤坂表町二番地  
郵便番号二〇七  
電話 東京 五六二四四一(大代)